



Title	北海道における林地流動化の態様と構造(1) : 美瑛町における実態調査を中心として
Author(s)	霜鳥, 茂; SHIMOTORI, Shigeru
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 34(1), 1-42
Issue Date	1977-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20972
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(1)_P1-42.pdf



北海道における林地流動化の態様と構造 (I)*

— 美瑛町における実態調査を中心として —

霜 鳥 茂**

The Pattern and Economic Structure of Forest
Land Movement in Hokkaido (I)

— Actual State Investigation in Biei District —

By

Shigeru SHIMOTORI

目 次

課題と方法	1
I. 山林・原野をめぐる土地問題と土地政策	3
1. 北海道における林地をめぐる諸側面	3
2. 土地政策の変遷	8
II. 美瑛町における農業の展開構造	11
1. 美瑛町の自然的社会的条件	11
2. 農業経営の変化と農民諸階層	12
3. 農業生産力構造の変化	16
4. 農廢地造林の展開状況	20
III. 美瑛町における林地流動化の態様と構造	23
1. 農家林の創設とその挫折	23
2. 林地流動化の態様と構造	26
3. 林野所有の再編と地域経済への影響	33
結 言	37
参 考 文 献	39
Summary	40

課題と方法

土地問題は現段階における重要課題のひとつである。

林業においても、昭和40年代に、林道投資の大きなひろがりの中で、一部の木材関連資本、観光資本、不動産資本などによる農民の所有林野を中心とした山林原野の取得、集積活動

* 昭和51年6月30日受理

** 北海道大学農学部林政学教室

** Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

が活発化した。とくに北海道においては、林地素地価格が著しく低位¹⁾であり、大規模にしかも容易に林地を取得し易いために、それはまたたく間にひろがったのである。しかも、それを支えるものとして開発政策のもつ意味は極めて重要である。とくに昭和44年の新全国総合開発計画、昭和47年の日本列島改造論に代表される土地再配分計画などがそれであり、これらの計画は道路を軸として進められたのである。

戦後、日本の経済成長を可能ならしめたのは財政投融资の大型投下によるものといわれる。それは当初、基幹産業への直接的量的な補完作用をもつものであるが、高度経済成長期にはむしろ基幹産業のための環境整備をなし側面的に基幹産業を補強するという方向に質的転換をとげる²⁾。基幹産業周辺の農業、中小企業、後進地開発、道路・港湾などへの投資割合の相対的高まりがそれである。とくに道路投資のもつ意味は重要である。

道路は場所固定性をもつため、土地に合体される資本として、単なる土地所有を資本に指定された土地所有たらしめ、土地価格と地代の高騰を土地所有者にもたらず。これは利潤を低下せしめるため道路への私的資本の投下を困難ならしめる一方、道路の資本循環は大規模で長期的であり、さらに災害を受け易いなどの特殊性からして、道路は公共投資として進められる側面が強い³⁾。ただ、ここで忘れてはならないことは、公共投資として進められる側面が強いだけに政策実現のための手段として機能させられるということである。

林業においても、資源政策を基調とした基本法林政のもとで、林道投資が活発に行われている。林業構造改善事業や地域開発を目的とする山村振興事業の主体は自動車道建設として進められ、国有林の合理化、省力化、機械化の基礎としての高密路網も自動車道を軸として展開していることから、政策実現のために道路がもつ機能の大きさを察知出来るであろう。

ともあれ、国家独占資本主義の下での林業生産は種々なる形で国家の干渉のもとに行われており、それを無視しては現段階の林業問題は理解出来ないのであり、本論稿において政策とのかかわりを先ず問題にするゆえんもここにある。

このような政策とのかかわりを問題にしたのちに、われわれは林地移動の経済構造にふれなければならない。

不動産・観光資本が多量に山村に流入したのは、基本的には土地需要の増大があったことは否めないが、資本の側からすれば、昭和46年のドルショックおよび48年の変動為替相場制への移行などのドル危機に対応した超緩和の金利・金融政策のもとで土地への投資を活発化したためである。

一方、私的林野所有の大宗をなす農民所有にかかわる林地が、農家の経営と経済の窮乏化の中で次々と手離さざるをえない事情を指摘しなければならない。

基本法農政の指向するところは、機械化経営にとって不可欠な耕地の拡大を、自作農的土地所有のもとで硬直化している農地の流動化に求め、その促進のために離農を促し、労働力を流出させ、その結果として規模の拡大をはかり他産業との所得均衡をはかろうとするものであ

り、いわば農業におけるスクラップ・アンド・ビルド方式である。このような政策のもとで農業問題は一層深刻化の度合を深めたのである。しかも、このような発想が農業内部の諸矛盾の解決としての必然的な方向でなく、いわば重化学工業の発展のための一条件としての労働力を農村に求めた結果に他ならないところに問題の一層の深刻さがうかがえる。

ともあれ、昭和40年代の土地問題は、ひとつには余剰資本とのかかわりの中での土地移動という側面をもちつつも、他方ではそれが政策と密接にかかわって進められているという、いわば二重構造の中で進行しているのである。したがって、土地移動の経済構造のみに限ってみても、土地利用をめぐる農業と非農業の対抗、相克、農業内部における諸階層の対抗関係が複雑にいまじって展開しているところに特徴がある。

以上のような問題意識をもって、政策とのかかわりのもとでの、諸資本による林野集積の過程と林地流動の経済構造を、実態にそくして明らかにするのが本稿の目的である。

調査は、北海道上川郡美瑛町を対象として、昭和49年11月の初回の調査を皮きりに昭和50年10月に至るまで数度にわたって実施した。

本研究をすすめるにあたり種々なるご協力をいただいた上川支庁林務課、美瑛町役場、美瑛町森林組合の職員の方々、ご助言をいただいた小関隆祺教授に衷心より感謝の意を表す。

なお本研究は昭和49年度の文部省科学研究費補助金によりなされたものであることを付記して感謝したい。

I. 山林・原野をめぐる土地問題と土地政策

1. 北海道における林地をめぐる諸側面

筆者はさきに発表した論文の中で、昭和35年以降の北海道における民有林の造林動向についてふれ次の点を指摘⁴⁾した。すなわち、上川、網走の山麓地帯を中心として民有林業の中核地帯が形成されているが、育成林業の活発化の時期はあたかも高度経済成長期と軌を一にしていること。そしてこれら林業地帯における造林の担い手は農民であり、しかも造林の対象地が農業の壊廃によりもたらされた土地＝農廃地であるということである。

以上の指摘は、いわば林業内部からの指摘であるが、これを土地利用の側面からみると次のことがわかる⁵⁾。

昭和38年以降9年間における農地法第4条(耕地所有者自身の行う転用)、第5条(耕地所有権の移転を伴う転用)による農地の転用実績を昭和46年度の「農地年報」によりみると、約3.3万haが農地から他の土地利用へと転用されている。主なる転用用地は、植林用地59.5%、住宅用地25.8%、工鉱業用地7.6%、道路等用地3.7%であって、植林用地への転用がずば抜けて高く、住宅用地を加えると全体の85%強をしめる。全国的にみてもこの2つの転用が中心をしめることに変わりはないが、丁度両者の比率が逆転している。したがって農地の植林転用、すなわち農廃地造林は北海道における農地転用の特徴となっている。

これを支庁別にみると、宅地や鉱工業等用地への転用は石狩を中心に道央の都市地域に多く、植林転用は上川、網走等の畑作を中心とした農山村地帯に集中していることがわかる。

このように農地が宅地化と山林化の両者の挾撃にある中で、本道の全耕地面積は減少し続けているかというそうではない。全道的には農地の他土地利用への転換と耕作放棄による農地の壊廃を上回って新規開墾による農地の造成が進行しているからである。

昭和39年以降10年間の田、普通畑、牧草地別の農地の増減を「北海道農林水産統計」によりみると、普通畑の約20万haにおよぶ著しい減少を田の約3.8万ha、牧草地の約25万haの増加でカバーし、差引き約8.8万haの増加となっている。また約13万haの主に植林と耕作放棄による壊廃を約22万haの開墾によって補っており、さらに田畑両者間の転換では約3.8万haほど畑の水田化が優っている。

これを支庁別にみると、上川支庁の1.0万haを筆頭に石狩(7.3千ha)、空知(3.9千ha)、後志(2.3千ha)のほか胆振、後志、桧山で6百ha以下の耕地の減少がみられる。この減少は何れも普通畑の減少に伴うものである。

以上で知る如く、農廢地造林は、多様な農地利用転換のひとつの形態にすぎないものである。そこには一方では、林地、原野の草地化という土地利用の方向が大幅に存在すると共に、他方では、これと逆行した農地の荒地化も大規模に存在するのである。

「造林事業実績」により昭和39年から48年に至る10年間の北海道の農廢地造林の推移をみると、昭和30年代とくに35年以降急激に表面化し、40年前後をピークとして以後は漸減している。ただ46年の突然の面積増大は45年から始まる米の生産調整政策によって、主に山間部の水田が加速度的に植林されたことによる。

いま、「北海道林業統計」により、本道の民有林における人工造林面積の推移をみると、昭和32年度以降39年度まではほぼ2.9~3.0万haで横ばいを続けているが、40~41年度にかけて減少し、42年度に再び2.9万haに回復、その後は上昇傾向をたどり、44年度には3.4万haとなるが、45年度には再度若干減少し、46年度の3.5万haをピークに減少化傾向をたどっている。すなわち農廢地造林面積の推移と造林面積の推移では大体5年のタイムラグをもって進行しているとみられるが、その理由は詳かでない。ただ転用許可と実行期間とのズレもその一因であることには違いはない。

ところで農廢地造林面積が35年頃から急激に増加するのは、この時期以降、一挙に表面化する本道の雪崩的な脱農現象を直接的な契機としているとみられる。本道の農家数は昭和30年から35年まではわずか3千戸程度の減少であるが、35~40年には3.5万戸、40~45年には3.3万戸と、35年以降、急激な減少を示している。しかも地域的には網走、上川、十勝等の畑作地帯での戸数減少が顕著であり、それはこの間の農廢地造林の最も集中した地域と同様の地域傾向を示している。この地域的な一致は、35年以降の畑作地帯を中心とした膨大な離農農家の排出とそれに伴う離農跡地、耕作放棄地の累積こそが農廢地造林展開の前提であることを物

語っている。

つぎに農廃地造林が最も激しく進行した39～43年における植林転用率(耕地面積に対する農廃地造林面積の比率)5%以上の市町村を整理してみると、羊蹄山麓、空知東部、大雪・十勝岳山麓、名寄周辺、北見市を中心とした北網地域および帯広市周辺等での地域集中性が明らかである。これらの殆どどの地域は内陸に位置した畑作地帯であり、しかも地域内に戦後の開拓地や傾斜耕地を多く有する点で共通している。しかも、これらの地域では40年時点の農家林における人工林率が相対的に高く、人工林集積が進行している点でも共通している。

このことから今日における農廃地造林の基礎要件が鮮明になる。農廃地造林は、戦後の開拓地区、傾斜耕地地区および山間部の部落等での農業経営の崩壊にもとづく著しい脱農現象を直接的な契機としながらも、他方ではそれらの地域における活発な林業展開に支えられていたということである。すなわち、広葉樹のパルプ需要増大に伴う前生樹の商品化、活発な人工林材の商品化、造林補助金の積極的活用および林業構造改善事業の導入による地域内森林組合の活動強化等がこれである。

筆者はさきに農業経営の状況からみて、農廃地造林に2つのタイプがあることを指摘⁶⁾した。すなわち、その1つは農業経営地を外延的に拡大させ経営地のうち農業生産力の相対的に低い土地に造林を行うものであり、他は外延的拡大がなされぬままに農廃地造林が進展し、農業経営規模の縮小をもたらすものである。基本的にはこの2つのタイプで包括できるが、これはさらに小区分できる。すなわち、前者においては必ずしも経営の外延的拡大がなくても内包的な経営の近代化、集約化の中で農業経営を積極化し、相対的に低位な耕地が排出され、その上に農廃地造林が進行する場合もあるのかもしれない。これを外延的経営拡大型に対して内包的経営拡大型と呼ぼう。後者にあつては、離農によるものと離農予備的な経営縮小に伴って放棄された土地に農廃地造林が進行する場合の2つがある。これを脱農型、経営縮小型と名付けよう。ところで内包的経営拡大型は、現実には、土地産業としての農業では必ずと言ってよいくらい、外延的な拡大が伴うものであるから経営理念的なタイプといてよい。したがって経営拡大型、経営縮小型、脱農型の3タイプにおける方が現実にそくしていると思われる。

ところで、経営拡大型の場合には、林業は農家経済の中に固定され農家林業として発展してゆく可能性があるが、この型は極めて少なく網走支庁などで散見しうる程度である。これに対して経営縮小型のものは、大部分がこれに属すると言ってよいほど多くみられるが、極めて土地移動性にとみ農家経済の中に固定されぬばかりか、往々にして農家経営の存立にも影響を及ぼす土地利用が多く、脱農予備的な経営が多いところに問題がある。

ともあれ農地法の規制をはなれた多くの農廃地造林の析出は、土地の移動を容易にし地域外の非農業者による土地所有を生み出す契機となり、地域内での経済循環の切断をひき起す。

最後に北海道における農地の移動につき概観しよう。

大沼盛男氏による北海道農業会議の「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する調査」

結果の分析⁷⁾によると、昭和42～48年の6年間に、実に7.2万ha(推定12万ha)にのぼる農外資本による山林・原野(一部農地を含む)の取得が行われたと報告されている⁸⁾。この面積は本道総面積の約2%、総森林面積の約4%、農用地面積の約13%で、休耕後の水田作付面積にほぼ匹敵するという大きさである。

いま、この取得面積の全道にしめる大きい地域をみると、後志19%、胆振14%、渡島13%で、これらの3支庁で全体の過半近い46%をしめ、さらに石狩の11%を含めると、いわゆる道央Jベルト地帯と道南地帯で55%を超えている。

この全取得面積が、かりに調査開始時点において農家所有の山林・原野(農業基本調査の山林、未利用地および採草放牧する野草地・山林地の合計)に属するものと仮定すると、全体でその約12.5%に匹敵する土地が移動したことになる。支庁別では、渡島40%、後志37%、石狩25%、胆振20%の比率が高く、先の上位4支庁が、農家所有山林・原野に対するシェアも極めて高いことがわかる。

また、調査年次のはぼ中間年である45年の農林業センサスの保有山林のある林家および農林家の保有山林面積(民有林面積から会社・法人有山林面積を除いた面積と同じ)に対しては約10%となり、この比率でも後志は31%、渡島30%、胆振20%、石狩が14%といずれも上位に位置する。

さらに42年以降7年間に農家の所有する山林・原野は大きく減少しているので、この減少面積に対する上記の取得された面積のシェアは、全道平均で83%となる。実際は、農外資本の取得土地が農家所有山林にのみ集中している訳ではないから、極めて擬制的な比較ではあるが、そのウェイトはかなり高いと考えてよい。

以上の農業会議の調査結果から、極めて大きい面積の土地が、農・林業にかかわる山林・原野から奪われていることが容易に想定できるし、地域的には、道央Jベルト地帯および道南地帯においてそのウェイトが極めて高いという実態がわかる。

ところで、北海道においても農外資本による山林・原野の買占めは、土地取得目的からみて、地域の特徴をもって進行している。梶本孝博氏はこれを次の6類型にわけている⁹⁾。

第1の類型は、苫東開発に代表されるナショナルプロジェクトによる大規模な重化学工業の臨海コンビナート基地用地としての土地集積である。この類型には、空知、十勝、釧路支庁等の多くの炭鉱過疎市町村と工業再配置、産炭地域振興公団の主導によって行われる内陸工業団地の土地取得が含まれる。

第2の類型は、「中枢管理機能」の一層の集中に基づく既存中核都市における都市膨脹、および新規工業基地開発等に基づく周辺市町村の都市化をみこしたニュータウン造成、住宅地分譲を目的とした土地集積である。札幌、小樽、千歳、旭川、帯広等の道内主要都市の周辺地域、および石狩湾新港開発の後背地、苫東基地のベッドタウン予定地区としての早来・厚真両町などがその代表例である。

第3の類型は、道南一帯、石狩支庁、大雪山系山麓、釧路支庁の一部でみられる観光、レジャー開発目的の土地集積である。

第4の類型には、畜産インテグレーションと「社有林造成」のための土地集積がある。ともに土地生産力を利用しようとしていること、取得範囲が全道的である点で共通している。

第5の類型は、以上の4つの類型の諸地域にすべて付随し、かつ全道的・分散的であって、土地価格の上昇、転売、企業信用の補強等のみを問題とするが如き投機的、資産的土地集積である。

第6の類型は、開発対象地としては見向きもされない地帯で、人工林集積の進んだ、いわば林業地帯における土地集積であって、網走支庁管内にその例をみる。この土地集積は第5の類型のらち内にあるが、未だ開発対象地に編入されていない点で異なる。

これら6類型を担い手にそくしてみると、第1類型は自治体であり、第2類型は巨大商社資本、巨大不動産資本を主体とするが、その土地が「都市計画法」の下で自治体の保護の保証のついた土地であることが特徴である。また、第3類型は巨大企業の観光部門、巨大商社・観光・不動産資本であり、第4類型は巨大商社系列下の諸資本と巨大紙・パルプ資本、木材資本である。第5類型は今日の農外資本による土地集積類型のいわば源基的なものであり、これを担うのは巨大資本から群小の不動産資本、および個人に至るすべての貨幣資本所有体を含み、第6類型は地域内での比較的富裕な非農家層、農家上層および中小地場資本がその担い手となっている。これをより単純化すると第1・第2類型は自治体の保証のもとでの土地集積であり、第3・第4類型は諸種の巨大資本による土地集積類型であり、第5・第6類型は中小地場資本から農家・非農家を問わず個人資本までも含む資本の土地集積類型である。

以上、林地をめぐる諸側面からみた北海道の地域性が明らかになったが、ここで調査対象地としてとりあげた美瑛町の位置づけをこれらの中で明確にしておきたい。

美瑛町は北海道の中央部の上川支庁に属し、その南部に位置する町村である。上川支庁は北海道における民有林業の中核地帯であり、農廃地造林も活発な地域である。土地買占めの状況からみると、上川支庁は、すでに買占めがかなり進行した渡島、後志、胆振、石狩の各支庁に比べると未だその比率は低い、根室、網走、日高、十勝の各支庁に比べると高いという、いわば中間的な地域に属し、買収資本、買収目的からみた類型区分からみると、第3・第5類型の合体地域である。

筆者が本稿で問題とする林地移動は、民間資本による一次産業への土地利用を不可能ならしめる投機的な土地の買占めであるから第3・第5類型がその対象となる。すなわち、第1・第2類型は地域住民との間で開発をめぐる対抗、矛盾関係を含む場合が多いが、一応、民間資本中心の開発とは区分されねばならないし、第4・第6類型は未だに土地生産業として機能しているから除かれてしかるべきである。このような観点からみると、調査対象地の美瑛町は分析にたえうる、北海道における一般的、普遍的な地域であるといえる。

2. 土地政策の変遷¹⁰⁾

昭和35年の国民所得倍増計画に対応する開発計画として、昭和37年には全国総合開発計画(いわゆる「旧全総」で国土総合開発法によるもの)が策定された。そして具体的な立法として、新産業都市建設促進法(昭和37年)が制定されて一定の地方の開発発展が図られることになり、また昭和39年には工業整備特別地域整備促進法が制定されている。

このような全国的規模の工業化政策に対応する農業づくりをめざして、昭和36年6月に農業基本法が制定された。農業基本法は、生産政策としては「選択的拡大」を、構造政策としては「自立経営」の育成をかかげている。「選択的拡大」は具体的には穀作の抑制、畜産・果樹・園芸の振興であった。「自立経営」は、家族経営である点では「自作農」と同様であるけれども、ここでは自作地を耕作するか小作地を耕作するかは特に問題とされず、そのかわり所得が他産業従事者と均衡する生活を営むに足りるものという要素が必須のものとして要求されている(15条)。具体的には、農業構造改善事業として実施に移されるが、これは機械化経営を前提として、そのために不可欠な耕地の拡大を農地の流動化によって進め、そのために離農の促進と労働力の流出を図り、その結果としての規模の拡大のもとで他産業との所得の均衡を実現しようとするものである。極言すれば、一方において農業における大規模経営を形成するかたわら、小農をきりすてる方向を意図したものである。

しかし結果的には、離農よりは、より一層激しい兼業化の進行がみられ、個別的な規模拡大の道よりは法人化・請負耕作・集団栽培・技術信託等の集団組織による拡大の道が内地府県では一般化した。他方、個別的規模拡大路線が北海道や東北の一部諸県でみられるなど地域差をはらんだ農業の展開がみられた¹¹⁾。

そのため農地流動化促進のため再度にわたって農地法、農協法が改正された。昭和37年には農業法人の追認、農協信託事業の創設、昭和45年には貸借関係の緩和、標準小作料の策定、農地保有合理化法人の創設などがみられる¹²⁾。

ともあれ、昭和36年から44年前後までの土地政策は、高度経済成長政策を展開するための土地政策であり、農業もこれに対応すべきものとして取扱われたこと、しかし実際の農業の方向が政策の方向と乖離してゆく過程の中で、現実とのギャップに架橋する、一種の「生ける法」としての「請負耕作」や法人化しない「共同経営」がとられていったのである。

昭和44年5月には、新全国総合開発計画(新全総)が決定された。新全総は、大都市・既成工業地帯への資本の集中を前提とし、その再開発を進める一方、遠距離大規模工業地帯を開発し、大都市・地方中核都市の中核管理機能を強化し、全国に新しい交通・通信のネットワークを確立することによって、巨大な生産力を生み出そうというものである。これに対応する都市・開発サイドの立法として、(新)都市計画法(昭和43年公布、昭和44年6月施行)、都市再開発法(昭和44年)、地価公示法(昭和44年)、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年)などがある。

都市計画法では、都市計画区域を2分して、既成市街地および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」とし、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」としている。そして市街化区域内の農地については、転用の許可制をはずして届出制にし、反面、調整区域においては「開発行為」は厳しく規制される(29条・34条・43条)と共に、それに歩調を合せて農地の転用も厳しく制限することになった。しかし将来の市街化区域への編入をみこして、さらに20ha以上まとまった開発行為は、特に許可される道が開かれていたこともあって(34条10号イ)、市街化調整区域は民間資本・企業の土地先行取得の重要な対象地域となったのである。

昭和44年に施行された農振法は、このような資本・企業の土地先行取得に対して極めて無力であった。都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きが46年でほとんど終了するように急速に進められていたのに対して、農振法による農振地域の指定は45年から5年かかって進められ、昭和49年から本格的適用というスローペースで進められたためである。そして農振法は本格的適用の時期にさらに改正をみるのである。

昭和42年以降連続3年にわたる米生産の大豊作による大量の過剰米の発生と43年以降の生産者米価のすえ置き、さらに44年の緊急稲作転換対策、45年の緊急米生産調整対策、46年から5カ年間の米生産調整対策の実施は、わが国の農家に大きな衝撃を与えた。と同時に、「水田転用許可暫定基準」による転用規制の緩和は、農地転用を容易にし土地流動を促進する間接的な役割りを果たした。

なお、農村地域工業導入促進法(昭和46年)による農振地域への工業導入に当って、農用地の売却にともなう譲渡所得課税の軽減などの税制上の配慮も、土地流動化の観点から見逃さない。

さらに47年の日本列島改造論を契機として、商社、観光・不動産資本等による土地の無計画な買占めと、農地の無計画転用によって農業の生産基盤が崩されるといった現象が各地で発生した。

ともあれ、昭和44年頃から昭和50年前後までの土地政策にみられる土地法の価値観は、土地を徹底して資本投下の客体として考えているということであり、そこには農地・農業に対して固有の価値を認めていないものである。したがって、この時期の土地政策の特徴としては、第1に、資本・企業の農民保有地に対する攻撃が一層激化し、農民保有地収奪の手段として国家法(税法を含めて)が直接的に利用されるようになったこと、第2に、国際分業論で代表される農業軽視の思想の中で、農業・農地に対する固有の価値観が最も低下し、農民も抵抗力を失い、土地政策の本質を見極めえぬままに、一部ではむしろこれら土地政策に迎合する動きすらみられたことなどである。

このような40年代後半の土地観の一層の徹底が新国土総合開発法案(昭和48年3月国会提出)であろう。これが国土利用計画法(昭和49年6月公布、同年12月施行)に変身したわけ

である。

国土利用計画法は、限られた国土について総合的かつ計画的な利用を図るために、国土利用についての長期構想を策定し、これに基づいて諸活動を秩序づけていくことが必要であると、このため全国、都道府県および市町村の3段階にわたる「国土利用計画」が定められることになっている(4条)。したがって従来からあった都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等を有機的に関連づけた、いわば土地利用に関する諸計画の頂点に位置づけられるものである(10条)。そして地域区分は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つにわけている。

この国土利用計画法の評価については意見のわかれるところであるが、新国土総合開発法案の性格がかなり残存しており、その条文自体から農地・農業に対する根本的価値観の転換を読みとることは困難である。

さらに昭和50年6月には、農振法の一部改正が行われた。農振法改正の構想の出発点は、わが国農地制度における農地法と農振法との相互補完的な機能分担にある。農振法はもともと農業の総合的な地域計画の制度であって、これを単に農地制度であるとすることは適当でないが、地域計画の制度であるが故にとりえた「用途主義」の立場をさらに徹底し、指定用途への土地利用を確保するために必要な手法を盛りこんだのが昭和50年6月の改正である。

また、森林法に関しても昭和49年5月に一部改正をみた。すなわち、森林計画が森林の多面的機能を確保するという方向に改正され、森林の管理を強化する必要性と関連して新たに開発許可制度を付加したものである。

開発許可制度の運用については、森林計画の対象となっている民有林で開発行為を行おうとするときは、対象面積1ha以上のもの(道路の場合は路肩の両側50cmを除く幅員3m以上でその用地面積1haをこえるもの)にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。また開発行為により森林が現に有する機能が損われないよう開発資本に対して諸種の条件が課せられている。

さて、50年を境として、果して土地法史のうえで新しい時代が生まれるであろうか。そのような徴候も感ぜられないわけではない。たとえば、昭和49年6月には生産緑地法が制定され、昭和50年3月には農業相続人の農地相続に対する納税猶予(租税特別措置法70条の6)も実現した。さらに昭和50年6月には農振法の一部改正が実現したことなどである。

しかし、他方では、農振法が実現したと同じ75国会では「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」(住宅地域等供給促進法)が成立しており、また全国の市街化区域内農地の固定資産税の引上げなどの拮抗した動きもあり、速断的な評価は危険であり、われわれはそのなりゆきを注目しなければならないだろう。

II. 美瑛町における農業の展開構造

1. 美瑛町の自然的社会的条件

美瑛町の総面積は 67,239 ha であるが、大雪山、十勝岳連峰の山麓であるため、山林原野が 84.1% (国有林野 50%) をしめ、農耕地は、田 3,030 ha (4.5%), 畑 7,665 ha (11.4%) にすぎない。

地勢は、おおむね波状丘陵ないし段丘で美瑛川ほか主要な数河川が貫流している。したがって田はこれら河川の流域に開けている。畑は丘陵、段丘のため 5~15 度の傾斜地の大部分が利用されているが、一部には導水、小ダム構築などの施設が行われ、水利をえて造・開田がなされているところもある。

地質は、東部山麓の波状丘陵地帯は残積土で、石英粗面岩の壤土または砂壤土が多い。西部の波状丘陵地帯は湖成洪積土で、壤土または植壤土が多い。河川流域は一部、湖成沖積土であるが大部分は河成沖積土に属し、壤土型のものが多い。

気象は内陸的で寒暖の差が激しい。農耕期間の積算温度は 2,536 度、降水量 623.4 mm で農耕に恵まれている。

「美瑛町史」によると、殖民区画設定は明治 26 年で、開拓は明治 27 年旭地区、同 28 年原野(市街地)地区に移住開墾したのに始まる。ついで原野地区を中心として各地区に大小の農場が創設され、地域開発の進展がみられるが、大正 5 年の明治、沼崎、新区画への農場創設を最後に入植は終り、現在の如き部落形成がみられる。

その間、明治 32 年には十勝線の美瑛・上富良野間が開通し、同 33 年には戸長役場として神楽村より独立し、大正 4 年には 2 級村制がしかれている。さらに大正 10 年 1 級村制、昭和 15 年町制が施行された。

美瑛町の発展は農業を軸にして、しかも小作農場を中心に行われたのが特徴的である。したがって、その開拓は、小作農場制が確立される明治末期から大正中中期にかけて終了したとみてよい。さらにその後の農業を跡づけるならば、第 1 次大戦による雑穀の高騰により小作農場が相対的に安定する時期、それに続いて小作争議が激化し自作農を創設していかざるをえない時期、さらに戦時統制期、および農地改革と戦後の緊急開拓の時期に区分することが出来る。とくに昭和 20 年 10 月以降の緊急開拓事業は、美瑛原野 (6,655 ha)、ルベシベ (2,717 ha) のほかオキキニウシ、朗根内、俵真布 (3 地区合計 840 ha) に 757 戸を入植させ、農耕地約 5,000 ha の拡大をみるが、現在は入植者の殆んどが離農している。

林業上の出来事としては、明治 38 年に常備人夫 40 人規模の水車によるマッチ軸木工場が設立されており、同 42 年に辺別太に 181.3 ha の村有林の設定がある。さらに大正 8~10 年には立地を生かして民間の河村、竹内の両苗圃が設けられ、同 14 年皇室林野局美瑛分担区駐在詰所設置、同 15 年上川支庁奨励苗圃の設置、昭和 10 年林産物検査駐在所設置、同 12 年皇室林野局ルベシベ分担区駐在詰所設置、同 17 年森林組合の設立がある。また、昭和 29 年には自作農

創設特別措置法にもとづいて旧師団用地 1,415 ha を町有林として大蔵省財務部から払下げられている。なお本町における造林は大正中期に始まり昭和初期から盛んになっている。

なお、昭和 25 年に白金温泉の湧出以来、本町は農業、林業のほかに観光を加えて総合開発事業計画を実施している。

昭和 48 年における美瑛町の世帯数は 4,485 戸、人口は 17,287 人である。世帯数および人口は昭和 22 年頃までは漸増であったが、この頃を起点として戦後の緊急開拓により急増を示した。しかし昭和 43 年の 4,728 世帯、昭和 41 年の 20,452 人をピークとして減少に転じ、近年は世帯数は横ばい、人口はなお減少傾向にある。

産業別世帯数は、農業と林業・狩りょう業が全世帯数の 45%、サービス業 17%、卸小売業 10%、建設業 9%、運輸通信業 6%、製造業 5%、公務 4%、その他となっている。

2. 農業経営の変化と農民諸階層

美瑛町の総農家戸数は、昭和 48 年において 1,325 戸である。これは昭和 30 年 (2,419 戸) からでは 1,094 戸、40 年 (1,904 戸) からでは 579 戸の減少であり、この減少率は、それぞれ 45.2%、30.4% となり、年平均減少率は、30 年以降の 18 年間では 2.5%、40 年以降の 8 年間では 3.8% である。また、減少数は、30~35 年にかけて 93 戸と少いが、35~40 年には 422 戸、40~45 年には 347 戸、45~48 年には 232 戸となり、35~40 年における農家戸数の減少が最も著しい。

昭和 48 年における農家人口は 6,174 人であるが、これは昭和 30 年 (15,445 人) からでは 8,271 人、昭和 40 年 (10,311 人) からでは 4,137 人の減少である。この減少率は、それぞれ 53.6%、40.1% となり、年平均減少率は、30 年以降の 18 年間では 3.0%、40 年以降の 8 年間では 5.0% になる。また、減少数は、30~35 年にかけては 1,649 人と少いが、35~40 年には 3,485

第1表 商品自給生産別農家戸数

	総数	商品生産農家			自給生産農家
		計	専業	兼業	
昭 30	2,419(100.0)	2,235(92.4)	1,590(65.7)	645(26.7)	184(7.6)
35	2,326(100.0)	2,176(93.6)	1,769(76.1)	407(17.5)	150(6.4)
40	1,904(100.0)	1,824(95.8)	1,621(85.1)	203(10.7)	80(4.2)
41	1,819(100.0)	1,737(95.5)	1,552(85.3)	185(10.2)	82(4.5)
42	1,772(100.0)	1,695(95.7)	1,485(83.8)	210(11.9)	77(4.3)
43	1,717(100.0)	1,633(95.1)	1,439(83.8)	194(11.3)	84(4.9)
44	1,630(100.0)	1,500(92.0)	1,070(65.6)	430(26.4)	130(8.0)
45	1,557(100.0)	1,381(88.7)	1,036(66.5)	345(22.2)	176(11.3)
46	1,469(100.0)	1,302(88.6)	887(60.4)	415(28.2)	167(11.4)
47	1,403(100.0)	1,257(89.6)	899(64.1)	358(25.5)	146(10.4)
48	1,325(100.0)	1,167(88.1)	788(59.5)	379(28.6)	158(11.9)

注：1. 農業基本調査による。 2. ()内は比率。

第2表 営農類型別農家戸数

	総 数	商 品 生 産 農 家						自給生産農 家
		酪 農	混 同	田 作	田 畑 作	畑 作	計	
昭 40	1,904(100.0)	45(2.3)	44(2.3)	479(25.2)	290(15.2)	966(50.8)	1,824(95.8)	80(4.2)
41	1,819(100.0)	44(2.4)	50(2.7)	458(25.2)	312(17.2)	873(48.0)	1,737(95.5)	82(4.5)
42	1,772(100.0)	50(2.8)	96(5.4)	493(27.8)	336(19.0)	720(40.7)	1,695(95.7)	77(4.3)
43	1,717(100.0)	44(2.6)	67(3.9)	499(29.0)	336(19.6)	687(40.0)	1,633(95.1)	84(4.9)
45	1,557(100.0)	69(4.4)	56(3.6)	450(28.9)	293(18.8)	513(33.0)	1,381(88.7)	176(11.3)
46	1,469(100.0)	63(4.3)	44(3.0)	430(29.3)	276(18.8)	489(33.3)	1,302(88.7)	167(11.3)
47	1,403(100.0)	67(4.8)	39(2.8)	436(31.1)	254(18.1)	461(32.8)	1,257(89.6)	146(10.4)
48	1,325(100.0)	62(4.7)	42(3.2)	409(30.9)	215(16.2)	439(33.1)	1,167(88.1)	158(11.9)

注： 1. 農業基本調査による。 2. ()内は比率。

人、40～45年には2,530人、45～48年は1,607人となり、農家戸数の減少数と同様に35～40年における減少が最も著しい。

美瑛町においては、昭和30年以降18年間をとっても昭和40年以降8年間をとっても、戸数減少率に比べて人口減少率が高くなっており、戸数減少率を上回る人口減少率の増加分だけ単身流出があることを示している。

農家戸数を商品生産・自給生産別にみると第1表のとおりで、昭和48年では専業(59.5%)、兼業(28.6%)合せて商品生産農家は88.1%、1,167戸であり、自給生産農家は11.9%、158戸である。また年次別の比率の推移では、44年以降、専業農家の減少に対し、兼業と自給生産の農家が増加している。

営農類型別農家戸数は第2表に示されるが、48年では農家戸数1,325戸のうち畑作33.1%、田作30.9%、田畑作16.2%、自給生産農家11.9%、酪農4.7%、混同3.2%となっている。また年次別の比率の推移では、畑作は45年に減少し、田作は42年に増加し、酪農も45年にやや

第3表 主要作物栽培農家数と作付面積

	水 稻		え ん 麦		馬 鈴 薯		小 豆		菜 豆		ビーツ		アスパラ		りんご	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
昭 40	1,442	2,266	1,445	1,052	1,678	2,455	1,197	1,061	811	874	775	692	—	58	278	224
41	1,425	2,382	1,258	855	1,528	2,006	1,282	1,516	662	640	818	788	71	54	257	251
42	1,447	2,624	1,221	838	1,476	2,123	1,240	1,485	966	867	696	774	102	89	228	212
43	1,426	2,777	1,180	895	1,407	2,725	1,043	1,244	794	723	592	550	98	101	195	209
44	1,367	2,937	1,061	688	1,320	2,162	984	1,387	822	943	626	722	92	74	147	206
45	1,138	2,041	884	520	1,193	1,732	928	1,266	814	985	621	740	81	67	107	163
46	1,072	1,932	863	690	1,096	1,797	932	1,404	841	1,065	590	801	101	71	67	115
47	864	1,244	749	676	1,095	1,849	955	2,125	765	957	539	838	135	92	47	86
48	773	1,106	564	373	874	1,632	823	1,697	696	805	496	806	132	125	36	60

注： 1. 農業基本調査による。 2. 面積の単位はha。

増加し、その後は横ばいに推移している。これは畑作経営から酪農経営への転換が45年に若干みられたことを示している。

ところで、美瑛町における基幹作物は何であるかをみると第3表のとおりであり、水稲のほか馬鈴薯、ビートなどの根菜類と小豆、菜豆の豆類がその中心をなしている。

昭和48年における各作物栽培面積の作付総面積(9,692 ha)にしめる比率は小豆17.5%、馬鈴薯16.8%、水稲11.4%、ビートと菜豆がそれぞれ8.3%、燕麦3.8%、その他となっており、豆類25.8%、根菜類25.1%、水稲11.4%が基幹作物であるといえる。作付戸数の商品農家数(1,167戸)に対する比率では、馬鈴薯の74.9%を筆頭に、小豆70.5%、水稲66.2%、菜豆59.6%、燕麦48.3%、ビート42.5%となり、半数に近い農家がこれらの作物の全部を作付けしていることがうかがえる。いま、1戸あたりの作付面積を主なる作物について求めると、小豆2.1 ha、馬鈴薯1.9 ha、ビート1.6 ha、水稲1.4 ha、菜豆1.2 haとなり、各作物とも1.2~2.1 haの栽培面積である。

主なる作物の作付面積の推移をみると、水稲は44年までは増加傾向をたどるが、減反政策の影響で45年以降大幅に減少している。また馬鈴薯も43年をピークに減少しつつあり、ビートは46年までは増加傾向にあるが、その後は横ばいの状態である。小豆と菜豆は年により作付面積の動きがあるが、横ばい傾向に推移しつつあるといえる。

つぎに経営類型としては未だに数は少いが、酪農経営の動向を知る一助として、家畜飼養戸数と飼養頭数をみると第4表のとおりである。

飼養戸数、飼養頭数が共に多いのは乳牛、馬、にわとりであり、48年における商品生産農家数(1,167戸)に対する飼養戸数の比率は、馬30.9%、乳牛9.6%、にわとり8.4%である。また1戸あたり飼養頭数は乳牛18.7頭、肉牛22.5頭、馬1.0頭、豚46.1頭、にわとり135.6羽である。年度別の飼育頭数の推移では、乳牛と肉牛は増加傾向、馬は減少傾向、にわとりは45年をピークに減少しつつある。

第4表 家畜飼養戸数および飼養頭数

	乳 牛		馬		豚		綿 羊		にわとり		肉 牛	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	頭数
昭 40	249	1,479	1,458	1,540	222	1,445	132	187	470	17,062		
41	220	1,356	1,379	1,478	177	1,532	79	121	381	16,151		
42	195	1,260	1,313	1,403	105	1,000	57	81	319	13,584		
43	176	1,344	1,246	1,308	73	893	27	42	309	11,892		
44	168	1,532	1,155	1,180	93	2,412	33	62	271	15,689	13	88
45	157	1,755	989	1,009	103	4,037	7	20	228	17,702	13	156
46	132	1,812	758	766	63	2,723	9	14	145	14,696	22	217
47	115	1,911	487	486	55	2,452	—	—	102	13,461	24	260
48	112	2,092	361	377	66	3,040	2	4	98	13,292	30	675

注：農業基本調査による。

第5表 経営規模別農家戸数

	総数	1 ha 未満	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20 ha 以上
昭30	2,419(100.0)	212(8.8)	696(28.8)	849(35.1)	446(18.4)	132(5.5)	77(3.2)	6(0.2)	1(0)
35	2,326(100.0)	97(4.2)	412(17.7)	770(33.1)	716(30.8)	234(10.1)	85(3.7)	10(0.4)	2(0)
40	1,904(100.0)	87(4.6)	214(11.2)	482(25.3)	601(31.6)	298(15.7)	178(9.3)	32(1.7)	12(0.6)
42	1,772(100.0)	81(4.6)	190(10.7)	417(23.5)	525(29.6)	294(16.6)	216(12.2)	39(2.2)	10(0.6)
43	1,717(100.0)	87(5.1)	167(9.7)	384(22.4)	497(28.9)	303(17.6)	226(13.2)	41(2.4)	12(0.7)
44	1,630(100.0)	89(5.5)	154(9.4)	334(20.5)	447(27.4)	287(17.6)	254(15.6)	53(3.3)	12(0.7)
45	1,557(100.0)	92(5.9)	127(8.2)	319(20.5)	410(26.3)	282(18.1)	244(15.7)	65(4.2)	18(1.1)
46	1,469(100.0)	84(5.7)	138(9.4)	292(19.9)	343(23.4)	235(16.0)	268(18.2)	81(5.5)	28(1.9)
47	1,403(100.0)	82(5.8)	130(9.3)	273(19.5)	302(21.5)	207(14.7)	280(20.2)	95(6.8)	34(2.4)
48	1,325(100.0)	77(5.8)	115(8.7)	248(18.7)	273(20.6)	207(15.6)	254(19.2)	109(8.2)	42(3.2)

注 1. 農業基本調査による。 2. ()内は比率。

以上のような経営動向の中で、農民諸階層の動きを経営規模別戸数の推移からみてみよう。経営規模別農家戸数は第5表に示される。

昭和48年における経営規模別の戸数比率では農家総数1,325戸のうち5~7.5haが20.6%、ついで10~15haの19.2%、3~5haの18.7%、7.5~10haの15.6%、1~3haの8.7%、15~20haの8.2%、1ha未満の5.8%、20ha以上の3.2%の順となっている。すなわち5~15haが美瑛町における中間的農家で、全体の55.4%をしめ、5ha未満層は33.2%、15ha以上層は11.4%にすぎない。

経営規模別農家数の推移をみると、明らかに自立限界層のせりあげがみられ、とくに35年から40年にかけて顕著である(35年には最も農家数が多い層は3~5haの33.1%であるが、40年には5~7.5haの31.6%に移っている)ことがわかる。さらに30年から45年にかけては中農肥大化の傾向がみられる(中間的な5~15ha層が30年には27.1%であるが、35年44.6%、40年56.6%、45年60.1%と増大)のに対し、45年以降はむしろ両極分解が進んでいる(5ha未

第6表 離農原因別農家戸数

原因別	36年度	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	計
健康	26	10	24	15	36	18	24	22	31	19	25	6	256(27.9)
老齢	9	8	13	10	9	13	7	10	18	6	21	14	138(15.0)
転職	9	15	20	11	40	24	15	38	14	6	25	23	240(26.2)
規模狭小	17	18	30	5	13	17	4	11	10	29	7	12	173(18.8)
稼働力不足	10	7	2	12	4	1	5	4	3	19	21	11	99(10.8)
公共	—	1	9	—	—	—	—	—	2	—	—	—	12(1.3)
計	71	59	98	53	102	73	55	85	78	79	99	66	918(100.0)

注: 1. 農業委員会調べ。 2. ()内は比率。

第7表 経営規模別離農戸数

	総数	1 ha 未満	1~2	2~3	3~4	4~5	5~7	7~10	10 ha 以上
昭36	71(100.0)	6(8.5)	16(22.5)	16(22.5)	7(9.9)	11(15.5)	11(15.5)	4(5.6)	—
37	59(100.0)	4(6.8)	8(13.5)	12(20.3)	9(15.3)	9(15.3)	12(20.3)	4(6.8)	1(1.7)
38	98(100.0)	8(8.2)	9(9.2)	22(22.4)	23(23.5)	16(16.3)	10(10.2)	7(7.1)	3(3.1)
39	53(100.0)	3(5.7)	3(5.7)	3(5.7)	12(22.6)	10(18.8)	7(13.2)	13(24.5)	2(3.8)
40	102(100.0)	11(10.8)	11(10.8)	11(10.8)	14(13.7)	19(18.6)	24(23.5)	8(7.9)	4(3.9)
41	73(100.0)	7(9.6)	10(13.7)	9(12.3)	12(16.4)	15(20.5)	10(13.7)	5(6.9)	5(6.9)
42	55(100.0)	6(10.9)	4(7.3)	5(9.1)	6(10.9)	6(10.9)	15(27.3)	10(18.2)	3(5.4)
43	85(100.0)	10(11.8)	10(11.8)	7(8.2)	15(17.7)	17(20.0)	20(23.5)	3(3.5)	3(3.5)
44	78(100.0)	12(15.4)	5(6.4)	10(12.8)	4(5.1)	16(20.5)	15(19.3)	11(14.1)	5(6.4)
45	79(100.0)	4(5.1)	9(11.4)	13(16.5)	10(12.7)	11(13.9)	16(20.2)	11(13.9)	5(6.3)
46	99(100.0)	5(5.0)	13(13.1)	11(11.1)	16(16.2)	7(7.1)	22(22.2)	15(15.2)	10(10.1)
47	66(100.0)	12(18.2)	10(15.1)	4(6.1)	2(3.0)	7(10.6)	17(25.8)	2(3.0)	12(18.2)
計	918(100.0)	88(9.6)	108(11.8)	123(13.4)	130(14.1)	144(15.7)	179(19.5)	93(10.1)	53(5.8)

注：1. 農業委員会調べ。 2. ()内は比率。

満層は35~33%で横ばいであるのに対し、5~15 ha層は60%から55%に減少、15 ha以上層は5%から12%へと増大) ことがわかる。

離農農家の原因別農家数および経営規模別農家数は第6・第7表のとおりである。

第6表によると、離農農家数は36~40年にかけては383戸、41~45年にかけては370戸、46~47年にかけては165戸で各期間の差は顕著ではなく12年間の合計では918戸にのぼり、平均1年間に76.5戸が離農したことになる。とくに離農の多い年度は40年の102戸、43年の85戸、46年の99戸である。原因は健康上の理由が最も多く27.9%、ついで転職26.2%、規模狭小18.8%、老齢15.0%、稼働力不足10.8%、その他となっており、農業の将来展望のないままに転職したり、規模拡大と労働力問題が解決されぬままに離農したり、さらには過労による農夫症のため離農したりという現代農業の窮乏化の姿がここから読みとれる。

さらに離農農家の経営規模をみると、37年までは2~3 ha層の離農が多い(36年は1~2 haも同率)が、38年からは3~4 ha層が最も多くなり、さらに40年からは7~10 ha層(41・44年は5~7 ha層)へと離農農家の経営規模が順次高まっている。そして45・47年は10 ha以上層が1割以上にもなっている。36~47年の12年間の離農農家(918戸)のうち比率が最も高いのは5~7 haの19.5%、ついで4~5 haの15.7%、3~4 haの14.1%、2~3 haの13.4%、1~2 haの11.8%、7~10 haの10.1%、その他の順となっている。

3. 農業生産力構造の変化

本節では農業生産力構造の3要素としての労働力、機械、土地の状況について述べたあと主要作物の生産性の状況にふれる。

第8表 男女別農家就業人口

	農家人口	就業しないもの	就業人口			
			総数	男	女	150日就業者
昭 30	15,445	8,404	7,041 (10.0)	3,583	3,458	—
35	13,796	7,509	6,287 (89.3)	3,141	3,146	—
40	10,311	4,980	5,331 (75.7)	2,655	2,676	4,616
41	9,763	4,692	5,071 (72.0)	2,534	2,537	4,528
42	9,369	4,203	5,166 (73.4)	2,563	2,603	4,878
43	8,986	4,005	4,981 (70.7)	2,478	2,503	4,277
44	8,228	2,861	5,367 (76.2)	2,634	2,733	3,717
45	7,781	3,447	4,334 (61.6)	2,137	2,197	3,604
46	7,278	3,161	4,117 (58.5)	2,094	2,023	3,334
47	6,707	2,761	3,946 (56.0)	1,965	1,981	3,102
48	6,174	2,549	3,625 (51.5)	1,819	1,806	2,845

注： 1. 農業基本調査による。 2. ()内は昭和30年を100とした指数。

農業就業人口の推移をみると第8表のとおりで、昭和30年の7,041人が35年には89.3%の6,287人になり、40年には75.7%の5,331人、45年には61.6%の4,334人、48年には51.5%の3,625人に減じている。男女別の比率では35年以降、女性就業者の方が若干多くなっている(46年を除く)。また表は掲げていないが、若年齢層の減少を高年齢層の農業労働力からの引揚げ延長によりカバーしていることがわかる。さらに機械化の一定の進展にもかかわらず、これを上回る規模拡大によって就業時間は一向に減少せず、一家総動員の農業就業と労働強化によって対応しているといわれる。このことは離農理由として健康上の理由によるものが最も多いことから容易に推測される。

雇用労働については第9表のとおりで、常雇は激減し、一定数の臨時雇の確保によって家

第9表 雇用労働の状況

	年雇(6ヵ月以上)		臨時雇		手間替		手伝い		年雇以外の 雇入延人員 (A+B+C)
	戸数	人員	実戸数	延人員(A)	実戸数	延人員(B)	実戸数	延人員(C)	
昭 40	67	80	1,143	88,640	479	8,943	227	2,440	100,023
41	44	62	1,108	90,115	386	7,386	146	2,265	99,766
42	28	37							97,272
43	30	67	1,315	108,870	365	5,670	108	1,237	115,777
44	14	17	1,329	110,196	430	9,327	168	2,491	122,014
45	9	10	1,158	89,732	352	6,529	67	663	96,924
46	10	14	1,120	90,949	330	6,390	120	1,276	98,615
47	16	22	1,008	91,637	330	5,011	124	1,385	98,033
48	6	7	912	84,501	395	7,108	159	1,996	93,605

注： 1. 農業基本調査による。

2. 昭和42年の臨時雇、手間替、手伝いの合計雇入実戸数は1,293戸である。

第10表 トラクター・耕うん機の導入状況

	耕うん機	ト ラ ク タ ー					
		総 数	20 PS 未満	20~30	30~40	40~50	50 PS 以上
昭 40	641	194	115	14	41	24	—
41	618	294	193	26	75	75	—
42	639	452	288	50	42	72	—
43	606	590	263	75	58	67	27
44	567	693	441	74	45	95	38
45	524	800	437	135	52	123	53
46	494	932	427	205	82	128	90
47	471	926	372	218	45	129	162
48	844	719	124	201	159		235

注：農業基本調査による。

族労働力の不足をカバーしている。しかしこれとても確保は容易でなく、44年をピークに雇入実戸数は減少し、延人員は横ばいなし減少傾向を示している。また機械化の展開にもなって共同作業を内容とする労働力交換が増加し、これが農家間における労働力の調整機能を果している。

つぎに耕うん機およびトラクターの導入状況は第10表に示すとおりである。

耕うん機は40年の641台をピークに47年まで減少傾向をたどるが、48年には再び844台と大幅に導入されている。これに対して、トラクターは40年以降一貫して伸び、46~47年には900台に達するが、48年には700台にダウンしている。これは丁度耕うん機導入と逆の動きである。一般的には、昭和35年から45年までは機械化の第1段階といわれ、この時期、稲作では畜力耕から耕うん機利用を経てトラクター利用へ、畑作、酪農では畜力耕から直接トラクター利用へ移行したといわれる。しかもこの時期のトラクター導入は、小農の対応（個別所有、個別利用、個別作業）が特徴的である。美瑛町の場合もこのような動向と同様の傾向にあるとみられる。しかもトラクターの規模も大型化しているのが特徴的である。48年における耕うん機の増加とトラクター減少の理由は詳らかでないが、トラクターの減少は小馬力のものみみの減少であるから、丁度廃棄更新の時期にあたり、経営合理化の観点から、再び耕うん機にかえたか、または共同経営の動きと対応したものと思われる。

基本法農政下での規模拡大と土地改良は、機械化の展開と労働生産性の向上をはかるための、離農跡地の買入を中心とする規模拡大と圃場整備中心の土地改良であり、45年以降の総合農政期における土地改良は、例えば畑作総合土地改良事業における道路改修が中心におかれているように、「装置化」「システム化」に対応した事業の性格をもっている。しかしこの期の規模拡大は耕地の遠隔化分散化を伴うため容易に進展しないのが現状である。

このような規模拡大と土地改良の一般的動向を知ったうえで、美瑛町の土地利用の動向をみることにする。土地利用状況および農用地利用地目別面積は第11・第12表のとおりである。

第11表 土地利用状況

(単位: ha)

	田	畑	山林	原野その他	総数
昭 30	1,650	8,200	45,700	11,689	67,239
35	1,900	9,600	45,500	10,239	67,239
40	2,600	9,200	46,400	9,039	67,239
41	2,700	9,000	46,700	8,839	67,239
42	3,000	8,500	47,000	8,739	67,239
43	3,134	8,310	47,204	8,591	67,239
44	3,302	8,005	48,073	7,859	67,239
45	3,355	7,646	48,133	8,105	67,239
46	3,246	7,668	48,138	8,187	67,239
47	3,161	7,685	48,167	8,226	67,239
48	3,030	7,665	48,179	8,365	67,239

注: 町勢要覧による。

第12表 農用地利用地目別面積

(単位: ha)

	田	畑	牧草地	果樹園	草地	採草放牧地	計
昭 39	2,445	8,480	677	223	189	530	12,544
40	2,591	8,068	718	224	160	548	12,308
41	2,694	7,595	790	252	89	457	11,877
42	2,950	7,350	804	212	120	441	11,877
43	3,134	7,173	783	214	140	395	11,839
44	3,302	6,739	842	215	204	246	11,548
45	3,355	6,537	943	166	136	144	11,281
46	3,246	6,693	856	119	64	125	11,103
47	3,161	6,676	919	90	93	177	11,116
48	3,030	6,451	1,150	64	86	126	10,907

注: 農業基本調査による。

第11表によると、田は30年以降45年までは増加しているが、46年以降は減反政策の影響で減少傾向に転じている。畑地は30年から35年にかけては増加するが、35年以後減少している。山林は一貫して増加しており、原野その他は44年までは減少するが、以後は増加へと転じている。このような土地利用の動きの中から畑の植林転用がかなりあることは想像に難くないが、これについては後ほどふれる。

なお、第12表により畑地の内容をより詳しくみてみよう。畑は39年以降45年まで減少し、46・47年と若干上向くが、48年に再び減少している。牧草地は年次により多少いりこみはあるが、傾向としては増加傾向とみてよく、果樹園と草地は45年から、採草放牧地は40年から一貫して減少傾向をたどっている。したがって、畑地にあっては酪農導入に伴う牧草地の増加があるのみで、その他の利用は何れも減少しているといえる。

ところで基幹作物である水稲、馬鈴薯、ビート、小豆、菜豆の生産性の変化について札幌統計情報事務所美瑛出張所の分析資料(昭和30年から46年までの17年間)¹³⁾によりみることにする。

水稲は冷害年(昭和31・39・40・41・44・46年)を除き10アールあたり350~450kgの収量であるが、43年以降は440~450kgである。馬鈴薯は昭和30年は10アールあたり1,400kg程度のものが逐次上昇をみせ、43年以降は2,600~3,000kgになっている。ビートも10アールあたり昭和30年には2,400kg程度のものが年々上昇し、45年には2倍の4,800kgにも達している。小豆、いんげん豆は大きな生産性の上昇はみられず、小豆は凶作の年(昭31・32・33・37・39・41年)を除いて10アールあたり140~200kgの収量であり、いんげん豆は凶作年(昭31・33・37・39・41年)を除いて10アールあたり130~180kgの収量である。このように5つの基幹作物のうち、収量の安定度の高い換金作物は馬鈴薯とビートである。すなわち、根菜類の如き耐寒性作物は耕種技術の進歩により収量は容易に上がるが、稲や豆類の収量上昇は単に技術の向上のみでは不可能で、作物生育期間の天候が大きく影響するためである。

4. 農廢地造林の展開状況

本節では、36年以降の農家離農に合せて多くなる土地利用の一形態としての農廢地造林の動向とその性格、担い手などについてふれる。

農用地の売買、転用等の許可状況についてみると第13表のとおりである。第3条は、農業者間の農地移動、第4条は所有者自身の行う農地の転用、第5条は所有権の移転を伴う農地の転用を示す。

第3条による売買は昭和37年から件数、面積が多くなり(37年は185件、465.6ha)、46年にはピークで293件、1,001.9haにも達し、47・48年は221・247件、703.3・879.0haである。第4条による転用は昭和38年から多くなり(38年は38件、39.1ha)、41年には49件、106.4haにも達し、42・43年と若干落ちるが、44年には再び54件、133.6haにも達し、45・46年と若干落ち、47・48年にはさらに低下し26・46件、33.3・62.6haである。第5条による転用は38年の40件、85.0ha、41年の18件、22.2haを除いては43年より若干多くなり(43年は

第13表 農用地売買・転用等の許可状況

区 分		34年	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
3条	件数	133	135	5	185	338	182	225	236	215	210	290	244	293	221	247
	(売買) 面積(ha)	283.4	206.9	5.1	465.6	859.5	608.9	607.8	589.5	585.4	642.0	702.6	662.6	1,001.9	703.3	879.0
4条	件数	14	8	19	9	38	31	30	49	50	52	54	37	88	26	46
	面積(ha)	13.2	4.6	11.8	8.9	39.1	36.2	36.6	106.4	64.7	61.2	133.6	67.8	88.4	33.3	62.6
5条	件数	不明	23	15	65	40	56	83	18	28	42	34	38	54	65	100
	面積(ha)	不明	2.2	1.4	2.8	85.0	1.6	2.4	22.2	3.5	14.0	13.2	15.1	16.1	34.9	27.6

注: 農業委員会調べ。

42件, 14.0 ha), 46年までは13~16 haで推移するが, 47・48年には若干高まり65・100件, 34.9・27.6 haを示している。

以上のことから, 農地の移動・転用の激しい時期を要約すると, 第3条による売買は38年から48年まで, 第4条による転用は41年から46年まで, 第5条による転用は38・41年と47・48年である。しかし第4・第5条によるものは第3条によるものに比べると件数, 面積とも極めて少ない。

なお表は掲げていないが, 農廃地造林が激しい地域は二股, 美沢, 新区画, 置杵牛, 中宇莫別, 新星などの地域である。とくに農廃地造林が著しい昭和41年以降は, 二股, 美沢, 置杵牛がその中心であり, それ以前は, 二股, 新区画, 置杵牛, 中宇莫別, 新星がその中心である。したがって二股, 置杵牛は一貫して農廃地造林が多い地域であるといえる。

ところで, 転用申請のあった耕地の立地・土壌条件を「植林調書」にもとづいて整理¹⁴⁾すると次のようである。第1に平均10~15度の急傾斜地で表土流亡が激しいこと, 第2に火山灰地, ガレキ地, 重粘土地, 湿地, 低温低水地(水田)等で土壌条件が悪く生産性の低いこと, 第3に周囲が山林で取りかこまれた耕地で日陰等のため生産性が低いこと, 第4に飛地, 隔絶地あるいは農道の未整備のため耕作に不便な箇所にある耕地等である。しかし, これらの耕地が耕作放棄され, 植林転用されるに至った理由は単にその劣悪な立地・土壌条件にのみあるのではなく, 今日の農業経営, とりわけ畑作経営のあり方と経営をとりまく諸状況にその直接的な理由を求めなければならない。例えば, 経営のあり方としては, 畑作経営にあっては合理的な輪作経営をとりえずに, いたずらに豆類の単作により, 地力を収奪せしめるなどがこれであり, 水田経営にあっては, 折角開田したものが地形・立地条件, 規模, 技術条件の中で挫折しいとも簡単に稲作転換政策に迎合するなどがこれである。

経営をとりまく諸状況は「植林調書」の中に散在的に記載されている「植栽動機」をみると明瞭になる。これを要約¹⁵⁾すれば次のようになる。第1の動機は, 離農に伴う跡地処理のため, 第2は稼働人員の減少および高齢化に伴う経営縮小のため, 第3は地力の減耗のため, 第4は表土流亡を防ぐため, 第5は急傾斜地で機械耕作ができないため, 第6は良質の代替地を求めたので低生産地を活用するため, 第7は転用地を売却して水田経営の近代化に必要な機械購入費を捻出するため等である。これら諸動機のうち第1, 第2の場合は実態的に主流をしめている離農および離農予備的な経営縮小に伴って, 放棄された耕地に農廃地造林が進行する場合であり, 第6, 第7の動機は事例的には少いが経営の近代化, 集約化等, 農業経営の積極的な展開の中で相対的に低位な耕地が排出され, その上に農廃地造林が進行する場合である。また農業経営状況からの動機は不明であるが, 第3, 第4は地力維持, 耕地保全対策として造林が進行する場合であり, 第5は旧来の馬耕体系が機械耕作体系へ移行する中で排出された土地への造林である。

このように, 農廃地造林の具体的な展開契機は, 相対的に劣等な耕地が個別農家の経営状

第14表 経営耕地規模別植林転用件数

区 分		耕 地 面 積									計
		0	1 ha 未 満	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20 ha 以 上	
知事許可	4 条	—	7	24	47	63	52	28	9	1	231
	5 条	7	—	—	4	8	2	3	—	—	24
大臣許可	4 条	—	—	7	11	15	10	6	4	1	51
	5 条	不明 ⁴	—	—	2	3	1	2	—	—	12

- 注：1. 梶本孝博：土地利用・農廃地造林・林地移動 (II) による。原資料は美瑛町農業委員会資料による。
2. 知事許可にかかわるものは、昭和38年、41年、43年、46年、48年の5カ年の合計の数字である。
3. 大臣許可にかかわるものは、昭和41~48年までの8年間の合計数字である。
4. 5条の場合は転用地の譲受者の経営耕地規模である。
5. 耕地面積0は耕地をもたない非農家の転用であり、不明のものも含む。

況、技術水準に規定されて耕境外に排出される諸契機に対応して多様¹⁰⁾である。しかも、これらの多様性は、基本的には農業側の条件によってきまるとはいえ、第1章でも述べたように、地域の人工林集積、活発な木材の商品化に伴う林地需要の拡大、林地価格の高騰という林業側の条件が相まって生ずるものである。ともあれ、農廃地造林は、その地代負担力が農業のそれより優っているがゆえに耕地を駆逐するのではなく、林業地代を下回る地代しか生みえない農業経営のあり方のゆえに耕地の駆逐が生ずるのである。

つぎに農廃地造林の「担い手」をみると第14表のとおりである。

第14表によると、知事許可権限の2ha以下の4条転用では、耕地規模10ha以下層の農民による転用が圧倒的であり、10ha以上層はわずか38件で全体の16%を占めるにすぎない。また大臣許可に係わる2ha以上の4条転用では、件数は51件と少いが、1件あたりの転用規模は約5.1haと大規模なものであり、しかも、これが林業経営改善資金を導入することなく、自己資金と補助金によって実行されていることから、明らかに離農のための跡地一括転用であることを知る。

知事許可に係る5条転用の場合は、全件数17件のうち15件が転用地のみの取得転用であり、耕地規模拡大の際の付随的な転用はわずか2件にすぎない。また、その他に7件の非農家(事業者、会社員等)による取得転用がある。また大臣許可に係わる5条転用は、全件数が12件と少いが、1件当りの取得転用規模は約5.2haという一農家の経営規模に匹敵する大規模なものである。また、その転用階層は必ずしも耕地規模からみた上層農ではないが、平場の比較的経営の安定した水田農家が多く見受けられる。しかも彼らの転用地の取得は、規模拡大に伴うものではなく、全て転用地だけの取得であり、殆んどが冷害備林造成という理由のもとに、林業経営改善資金(土地取得資金、造林資金)を借り入れ、植林を実行している。

以上のように、担い手からみた今日の農廃地造林は4・5条および転用規模において、それ

ぞれの性格の違いがみられる。すなわち、4条転用にみられる経営縮小農家および離農農家による売るための植林という窮乏的な農廃地造林と、5条転用にみられる平場の水田農家や市街地の非農家による投機的ないし資産造成的農廃地造林という2つの対極的な姿で進行しているといえる。

さらに忘れてはならないことは、自らは転用者とならなくとも、転用された造林地を積極的に買入れ、地域における林地需要の一層の拡大を図り、間接的に農廃地造林を促す階層のいることである。地域内外の上層農家、市街地の富裕な非農家、土地ブローカー、建設・木材などの会社などがこれである。

III. 美瑛町における林地流動化の態様と構造

1. 農家林の創設とその挫折

美瑛町においては、昭和33年より森林所有者創設事業が実行に移された。それは昭和36年から北海道において、農家の経営の安定を目的としてとられる農漁家林拡充整備事業に先立つもので極めて先駆的な発想であった。その契機になったものが何であるかを、昭和38年に美瑛町森林組合で作成した「美瑛町森林所有者創設事業」の沿革により探ってみよう。

「美瑛町は町有林として2,150町歩を所有し専任の技術職員を置いて経営に当っており、昭和27年頃より毎年50町歩から80町歩前後の造林を行っており経営は非常に積極的でありますが其の所有面積が大きく要造林地の解消も容易な事では無く、町財政上からも大きな負担と成っております。たまたま昭和32年頃より町立病院の建設という大きな事業を控えて町有林の土地立木処分問題が起り王子造林、国策パルプ会社等一括処分する案も一時は議会等で持上った次第であります。佐藤現町長森林組合長は本町の基幹産業は農畜林の多角経営に依らなければならぬとの基本線を打出し町立病院の建設と本事業の一環として広く町民に分割して山林を持たせ農家経営の安定、森林組合の振興、森林資源の早期緑化造成等、大目的のために森林組合をして町有林払下を決意し、道林務部、道森連等関係機関の指導援助のもとに議会の同意を得、此の創設事業が誕生したものであります」。

すなわち、(1)町有林の所有面積が大きく造林の拡大に伴う財政負担の増加、(2)町立病院の建設という財政上の問題をかかえていたこと、(3)農畜林の多角経営のもとでの農家経営の安定と森林組合の振興などの問題がからんで、森林所有者創設事業がその一步をふみ出したのである。

分割にあたっては、地元の農家に売られることが最も理想的であるが、町財産の払下げであるから一般町民にも適正な価格で公平に売らうべきであるという考えのもとで対処した。ところが売払予定面積の7倍の希望申込みがあり、やむをえず次の如き除外基準を設けて第1次選考を実施したといわれる。なお除外基準は以下のとおりである。

1. 申込面積は5～10町歩とし既存面積を加えて所有面積が25町歩以上になるもの

2. 非農家で木材業的性格を帯びているもの
3. 同一家族で分家していないもの
4. 他人名義を利用して申込んだと見られるもの
5. その他森林組合振興計画に該当しないもの

以上の基準にふれる者を除外したのち、特別選考委員会を設けて各個の農家等経営内容を調査して希望者を圧縮している。なお申込者の第2次選考基準は「事業施行要領」によると、次のとおりである。

1. 選考に当り組合員を優先考慮し、資力その他を検討の上定める。
2. 既有森林10町歩以内を所有するものについて優先考慮するものとする。
3. 組合員以外の申込については、組合加入の条件を承諾した場合に限り、既組合員と同一の資格を有するものとして取扱うものとする。

このようにして希望者を選考し、現地案内後林小班ごとに希望申込みを募った結果、多いところで6倍、少ないところでも2倍の申込となったため、同一箇所の希望者間で話し合い調整を行い希望倍率を出来るだけ平均化すると共に、売払規模の5~10町歩を若干圧縮して分割測量を行い売払いを決定している。したがって競争率の高いところは3町歩前後、その他のところは5町歩前後の分割面積となった。

資金としては、森林組合は山林購入資金により町へ代金の一括支払を行い、購入者は自己資金および立木伐採材売払いの代金により購入資金にあてたが、実際には木材市況の好況により、材の売払代金で元金の殆んどの償還がなされたといわれる。

また「事業施行要領」によると「造林の実施及び立木の伐採年次、方法、施業の方法は総て組合の指示に従うものとし、立木伐採に伴う販売事業は全面的に組合に委託するものとする」とあるが、実際に下刈り、枝打等の撫育は自家労働で行うものが多く、森林組合で実施するのは不在村者の山林に限られており、売買成立の段階から大部分の森林所有は既に森林組合の手を離れていたといえる。

森林所有者創設事業は、町有林の分割によるオキキニウシ、ルベシベの808.4haを第1次とし、二股霞城の178.7haを第2次、上俵真布の88.0haを第3次として34年から40年にかけて順次拡がって行くのである。なお二股霞城と上俵真布の森林所有者創設事業は、戦後の緊急開拓事業により昭和24~25年に開拓され、その後入植者の全戸が離農し放棄された土地を対象として実施したものである。

このような町独自の農家林設定事業のほか、昭和36年からは、北海道知事の重点施策として農漁家林拡充整備事業が実行に移されている。

農漁家林拡充整備事業は、昭和36年2月1日北海道農林漁業基本問題審議会で、北海道の寒冷地農業および沿岸漁業の恒久的経済確立対策として、農漁家の保有労働力、経済力に適合した林地を確保させ、合理的な経営指導により農漁家と林業の有機的な結合をはかることを目的として審議決定され、知事の重点施策の一環として、昭和36年度から発足したものである。

この事業は用地の拡充と整備(造林)の2本建とし、用地拡充の対象としては、(1)開拓不要地返還のうち国有未開地、(2)開拓不要地返還のうち、国有林、道有林で経営上支障のない土地、(3)国有林、道有林、市町村有林における部分林、共有林制度などの活用により利用する土地、(4)耕地防風林の一部が与えられることになった。これらの対象用地のうち、開拓不要返還地の中でも国有未開地が主体となるので大蔵省と協議を重ねた結果、36年12月26日付で道知事と随意契約で売払われることが決定された。

用地の取得は、昭和36年から40年の5か年間に於いて、国有普通財産6,470ha、道有地334ha、離農跡地195ha、計約7,000haが取得されている。

美瑛町においては、オキキニウシの砲台の沢137.8haとルベシベの3.8haの旧国有未開地がこの事業にのっとりて農家林の創設をみている。

さらに昭和39年に林業基本法が制定され、林業構造改善事業が実施されるにおよんで、美瑛町は第1回目の指定町村に選ばれ、さきの農漁家林整備拡充事業でその対象地としてとりあげられ、事業実行が半ばにあった砲台の沢、および森林所有者創設事業が半ばにあった上俵真布の2箇所に、五稜の72.0haを加えて林地流動化事業を実行している。

以上のように美瑛町の農家林は、町独自の森林所有者創設事業にかかわるもの、農漁家林整備拡充事業にかかわるもの、林業構造改善事業によるものの3つの形態がある。これら農家林の設定箇所、設定年度、対象戸数などを一覽的に示すと第15表のとおりである。

第15表によると、7地区合せて1,288.8haの面積が農家林(厳密には農家の所有のみではないが、設定の主旨と大部分の所有が農家であるため仮りにこのようによぶ。以下の叙述の中でも同様である)として、昭和34~42年度にかけて設定され、合計224戸の所有者を生むのである。しかもオキキニウシの210.7haの天然林のままの地域をのぞいて全部が人工林化されているのが特徴である。

ところが、これらの農民的林野所有の構造は昭和40年以降の林地をめぐる再編の中で崩

第15表 農家林創設箇所および年度

地 区	林地面積 (ha)	う ち 造林地	造林 年度	対象 戸数	土 地 所 有 の 変 遷
オキキニウシ	737.00	508.92	昭 34~39	約 140	7507~7509番地: 旧7師団→大蔵省→昭29町有林→森林所有者 1649~1650番地: 民有民墾地→昭和初期町有林→創設事業
ルベシベ	71.44	71.44	34~39	18	民有未墾地→昭和初期町有林→森林所有者創設事業
ルベシベ 二股霞城	178.70	178.70	37~40	17	旧御料林→昭24~25開拓(全戸離農地)→森林所有者創設事業
上俵真布	88.01	88.01	38~39	18	農林省→昭24~25開拓(全戸離農地)→森林所有者創設事業→林 業構造改善事業
オキキニウシ 砲台の沢	137.80	137.80	39~41	22	大蔵省→昭38北海道農漁家林整備拡充事業(旧国有未開地)→林 業構造改善事業
五 稜	72.00	72.00	40~42	8	旧御料林→昭24~25開拓(全戸離農地)→林業構造改善事業
ルベシベ	3.83	3.83	38~39	1	農林省→昭38北海道農漁家林整備拡充事業(旧国有未開地)
計	1,288.78	1,078.09	34~41	224	

壊するのである。すなわち、オキキニウシはその全部が日誠総業 K.K. に買収され、ルベシベは愛知県の東海産業ほか名古屋を中心とした愛知県の所有者に移ったものが多く、二股霞城は約 5 ha を残し全部新旭川 K.K. に移り、上俵真布は大阪の朝日開発 K.K. が半分位買取りその他は奈良県、京都府の業者に殆んどが買い占められ、砲台の沢は全部、高橋商事 K.K. に移り、五稜は部分的に地元外の商業資本に蚕食されている。

なお五稜をのぞく、オキキニウシ、ルベシベ、二股霞城、上俵真布、砲台の沢は何れも主要幹線道路に面しているのが特徴である。すなわち、オキキニウシと砲台の沢は白金温泉～吹上温泉～上富良野に通ずる観光道路的色彩の濃いスーパー林道に面しており、ルベシベは道々美馬牛～神楽線に、二股霞城は道々美英～芦別線に、上俵真布は道々松山～美英線に面している。このように買占めは道路開発と極めて密接な形で進行しているのである。

2. 林地流動化の態様と構造

本節においては、農家林創設 7 箇所のうち面積が比較的大きいオキキニウシ、二股霞城、砲台の沢の 3 箇所をとりあげ、それら農家林の所有変遷を、農家林創設時と民間資本による買収時の土地所有を比較検討しながら述べ、さらに買取資本と売払者の大宗をなす農民の経営、経済構造についてふれることとする。

なお、3 箇所の農家林の土地所有の変遷は、まず農家林創設時の土地所有者名と面積を森林組合で確認したのち、土地台帳によりその後の変遷を調べ、さらに住民票台帳などにより居住地の変遷、職業などを確かめ、それらを集計したものである。

オキキニウシ農家林の土地所有の変遷は第 16 表に示すとおりである。これは昭和 39 年に事業完了したもので、事業完了時の所有者数は 138 名、対象面積は 719.6 ha、うち 29.3% の

第 16 表 オキキニウシ農家林の所有変遷

			農家林創設時の 土地所有		日誠総業 K.K. による買収時の土地所有			
					買取対象外山林		買取対象山林	
			戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
住所	部落内	61	—	19(4)	—	15(2)	—	
	町内	76	—	18(8)	—	40(7)	—	
	道内	1	—	8(3)	—	11(4)	—	
	道外	—	—	5(2)	—	4	—	
	不明	—	—	—	—	2	—	
職業	農業	110	—	25(5)	—	44(8)	—	
	商業及び自営業	16	—	11(5)	—	9(4)	—	
	会社・団体者	—	—	5(4)	—	—	—	
	その他	12	—	7(2) (うち日雇 2)	—	15 (うち日雇 2)	—	
	不明	—	—	2(1)	—	4(1)	—	
計		138	719.60	50(17)	277.73	72(13)	441.87	

注：() 内は調査時点において既に土地所有の変遷のあったものを示す。

210.7 ha を除き全部人工林である。

138 戸の所有者のうち、居住地別では、町内 76 戸、部落内 61 戸、道内 1 戸であり、職業別では、農業 110 戸、商業 16 戸、その他 12 戸である。日誠総業 K.K. の土地登記は 47 年 9 月から 49 年 7 月までの間に完了しており、実質的な買収は 47 年中にはほぼ完了したといわれている。買収された山林は、オキキニウシ農家林の 61.4% にあたる 441.9 ha で、このうち 45.4% にあたる 200.5 ha が天然林であるのが特徴である。また、買収されなかった山林は 277.7 ha で、うち 3.7% にあたる 10.2 ha が天然林であるに過ぎなく、人工林の比率が高い。

日誠総業 K.K. により買収された土地 441.8 ha の所有者総数は 72 戸で、うち 59 戸は農家林創設時からの所有者であり、居住地別では、町内が 40 戸、部落内 15 戸、道内 11 戸であり、町内のものが多いのが特徴であり、職業別では農業 44 戸と圧倒的に多く、ついで日雇 2 戸を含むその他が 15 戸、商業および自営業 9 戸の順である。他方、買収されなかった土地 (277.7 ha) の所有者総数は 50 戸で、うち 33 戸は農家林創設時からの所有者であり、買収された土地に比べてその数が少ない。居住地別では総数 50 戸のうち部落内 19 戸、町内 18 戸が多く、職業別では農業の 25 戸、商業および自営業の 11 戸が多い。買収された土地と買収されなかった土地の所有者層を比較してみると、買収された土地の方が農家林創設時からの土地所有者が多く、部落内より町内者が多く、さらに農家が圧倒的に多いほか離農による転職者としての、日雇を含めたその他階層の比率が高いのが特徴である。部落内より町内者が多いことも離農による転地のあらわれである。

ルベンベ二股霞城農家林の土地所有の変遷は第 17 表に示すとおりである。これは昭和 40 年に事業完了したもので、この時点における所有者数は 17 戸、対象面積は 152.8 ha で、全部植林が完了している。本地区は美瑛市街より南西 16 km の地点にあり、戦後の緊急開拓により

第 17 表 ルベンベ二股霞城農家林の変遷

		農家林創設時の土地所有		新旭川 K.K. による買収時の土地所有			
		戸数	面積 (ha)	買収対象外山林		買収対象山林	
				戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
住 所	部 落 内	17	—	1	—	5	—
	町 内	—	—	—	—	7	—
	道 内	—	—	—	—	2	—
	道 外	—	—	—	—	—	—
	不 明	—	—	—	—	2	—
職 業	農 業	16	—	1	—	5	—
	商業及び自営業	1	—	—	—	—	—
	会社・団体等	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	9 (うち日雇6)	—
	不 明	—	—	—	—	離農後不明 2	—
計		17	152.84	1	4.82	16	148.02

入植をみたが、気候その他土地条件が悪く全戸離農したところに森林所有者創設事業を行ったところである。

農家林創設時の土地所有は全部部落内居住者のみであり、農業が16戸、商業および自営業1戸である。新旭川 K.K. の土地登記は昭和41年3月から44年4月の間である。

新旭川 K.K. に買収された土地は全土地面積 (152.8 ha) の96.9%にあたる148.0 haであり、買収対象所有者は16戸であり、1戸あたり平均9.3 haが買収の対象となっている。これらの土地所有者は、農家林創設時から数年しか経っていないこともあって、すべて農家林創設時からの所有者のみである。ところが離農による転職・転地などにより、買収時における職業は農業は5戸にすぎず、日雇6戸を含むその他階層が最も多く9戸、不明2戸であり、居住地は町内7戸、部落内5戸、道内と不明がそれぞれ2戸である。買収されなかった土地は部落内の農業者1戸の所有にかかわる4.8 haのみである。

オキキニウシ砲台の沢農家林の土地所有の変遷は第18表に示すとおりである。この森林は日誠総業 K.K. で買収したオキキニウシ農家林の隣接地に位置し132.8 haを対象として、北海道農漁家林整備拡充事業とこれにつづく林業構造改善事業の中の林地流動化事業にのせて、昭和39~41年に造林、分割などの事業を実行し、農民的土地所有の創設をみたところである。

農家林創設時の土地所有は、21戸のうち、居住地別では部落内18戸、町内2戸であり、職業別では農業19戸、商業2戸である。高橋商事 K.K. の土地登記は48年6月から48年9月

第18表 オキキニウシ砲台の沢農家林の変遷

		農家林創設時の土地所有		高橋商事 K.K. による買収時の土地所有		うちK氏所有地のK氏による買収時の土地所有	
		戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
住 所	部 落 内	18	—	14	—	1	—
	町 内	3	—	3(1)	—	2(2)	—
	道 内	—	—	1(1)	—	—	—
	道 外	—	—	1	—	—	—
	不 明	—	—	—	—	—	—
職 業	農 業	19	—	16(1)	—	1	—
	商業及び自営業	2	—	3(1)	—	1(1)	—
	会社・団体等	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	1(1)	—
	不 明	—	—	—	—	—	—
計		21	132.82	19(2)	132.82	3(2)	33.38

- 注：1. 昭和48年2月K氏(上富良野, 呉服商)により一括買収された土地は、昭和48年6月高橋商事 K.K. に転売されている。
 2. () 内は調査時点において既に土地所有の変遷のあったもの。
 3. 農家林創設時の土地132.82 haの中にはトドマツ人工造林地20.38 haを、K氏買収時の土地33.38 haの中にはトドマツ人工造林地5.08 haを含んでいる。その他は全部カラマツ人工造林地である。

までの間に行われている。

これらの土地 132.8 ha のうち 3 戸分 (うち 2 戸分は創設時からみて所有権が変わった土地) の 33.4 ha は 48 年 2 月に一度、上富良野の呉服商の K 氏に一括買収されたのち、さらに高橋商事 K.K. に買収されたものであり、この土地を含めて砲台の沢農家林の全部が高橋商事 K.K. の買収に帰した。これらの土地はすべて造林地 (面積 132.8 ha のうち 20.4 ha がトドマツ造林地で、残りは全部がカラマツ造林地) で、買収時の土地所有者は 19 戸である。この 19 戸の所有者を居住地別にみると部落内が 14 戸で最も多く、ついで町内の 3 戸、その他 2 戸となっており、職業別では農業の 16 戸、商業および自営業の 3 戸となっている。

日誠総業 K.K. は三菱グループ系の開発を主とした会社で、本社を東京都新宿区におき、資本金は 6,000 万円である。その沿革をみると、昭和 39 年 2 月に日誠総業 K.K. の母体である昭和振興 K.K. が発足し、昭和 43 年 1 月に開発関連部門を分離して日誠総業 K.K. として活動を開始し、昭和 45 年 10 月には三菱商事 K.K.、パシフィック航業 K.K. との 3 社共同による「南箱根ダイヤモンド」事業に着手したとある。南箱根ダイヤモンドは静岡県田方郡函南町にあり、総面積 231 ha の上にホテル、集合ヴィラコテージ、コンソナンスヴィレッジ、別荘地、プール、テニスコートなどがあるといわれる。この南箱根の土地のほか、美瑛町オキキニウシと沖繩八重山にダイヤモンドを建設しつつある。美瑛町での計画はヴィラコテージ、ホテルを中心にゴルフ場、スキー場、アーチェリーフィールド、遊園地、別荘地を 416.7 ha にわたり建設しようとするものであり、八重山ではマリーナ、スキューダイビング、フィッシング、ゴルフ、テニス、サイクリングなど海と陸のレジャー施設を用意するほか、宿泊施設、海浜マンション、別荘地も用意されるとあり、総面積は真栄里地区 29.7 ha、カラ岳地区 157.4 ha である。

このような巨大商社資本系列の開発資本に対して、新旭川 K.K. は木材系列資本から商社資本にまで発展した地場資本である。

新旭川 K.K. の沿革をみると、先代が大正 10 年頃から素材生産事業に着手して資本蓄積を行い、昭和 14 年 3 月には製材工場を建設し、さらに昭和 20 年にはインチ製材専門になり資本蓄積をしている。昭和 21 年 11 月には東京都港区に出張所を新設し、北海道材の生産から販売までの国内市場を拡大し、昭和 26 年 11 月には自由貿易再開と共にインチ材の直接輸出を始め、南洋材の輸入とあわせて貿易に主力を注ぎ、一大飛躍して商社としての基礎をきづいている。さらに昭和 37 年 7 月には、木材専用船を就航させ、輸入業務の拡張にのりだし、38 年 6 月にはアメリカ及びカナダ材の輸入にのりだし、40・41 年にはそれぞれ 6,000 トン級の専用船を建造し、輸入の一層の拡大をはかるほか、国内での加工にも力を注ぎ、昭和 42 年 9 月には月産能力 3 万石の合板工場を設置している。

現在、資本金は 8,000 万円 (授權資本 1.2 億円) で、本社を東京都千代田区におき、旭川には支店をもち、輸入材の開発輸入を主として行うほか、主要系列会社として、製材工場 4、合板工場 2 のほか不動産・開発会社 2、海運会社 1、建築・土木関係会社 4 などの国内企業を

もち、海外にも貿易、製材、海運などの7企業の系列会社がある。さらに、北海道に植林地2,500 ha、天然林1,700 ha、合計4,200 haの山林のほか土地5,500 haをもっている。

高橋商事 K.K. は本社を東京都目黒区にもち、マンション、アパート業などを行っている商事会社であるという以外は業務内容、会社規模等は不明である。

以上の説明で買取資本の内容について或程度のことは知りえたと思われるので、つぎに売払者の大宗をなす農家の経営と経済状況の中から売払農家の特徴を抽出してみよう。

日誠総業 K.K. で買取したオキキニウシ農家林についてのみ、地元在住林野所有農家の48年度の農業経営の状況と農家経済状況を示すと第19・第20表のとおりである。この中には売払農家と比較する意味で売払わなかった農家も含んでいる。また農家番号は耕地面積の大きい順序につけてあるので、或程度の階層性を示すものである。

第19表によると、耕地面積、山林面積、農業従事者、家畜飼育状況からみた売払農家と売

第19表 農家の経営状況一覽

農家番号	田	畑	耕地計	採草 放牧地	山 林	内人工林	世帯員	農 業 従事者	乳用牛	馬
1	3.5	18.76	22.26	—	15.0	13.0	7(4)	2(1)	23(15)	—
○ 2	3.72	18.4	22.12	—	4.0	1.84	2(1)	2(1)	20(3)	1
○ 3	6.0	4.12	10.12	—	11.8	7.0	7(5)	4(2)	—	—
○ 4	7.2	2.8	10.0	—	21.0	10.0	4(2)	3(1)	—	—
5	5.11	2.7	7.81	—	15.0	12.0	3(2)	2(1)	—	—
○ 6	6.6	0.77	7.37	—	13.0	13.0	4(2)	4(2)	—	—
7	5.0	1.09	6.09	—	15.1	12.5	6(3)	2(1)	—	—
8	2.3	3.5	5.8	—	23.5	15.5	5(3)	2(1)	—	—
○ 9	5.6	0.16	5.76	—	13.0	9.0	5(4)	4(3)	—	—
○10	4.7	0.97	5.67	—	14.8	11.5	6(4)	3(2)	—	—
○11	4.2	1.1	5.3	—	8.5	8.5	7(3)	3(2)	—	—
12	3.5	1.25	4.75	—	11.1	9.1	5(2)	4(2)	—	—
○13	4.2	0.5	4.7	—	5.0	4.8	5(3)	4(2)	—	—
△14	3.3	1.4	4.7	—	24.0	24.0	5(2)	2(1)	—	—
△15	4.2	0.1	4.3	—	3.5	2.0	6(4)	2(1)	—	—
16	3.75	0.05	3.8	—	7.0	7.0	6(4)	2(1)	—	—
○17	3.25	0.45	3.7	—	6.25	6.25	5(3)	2(1)	—	—
○18	2.1	0.97	3.07	—	2.2	2.2	4(2)	2(1)	—	—
○19	1.2	0.6	1.8	—	3.5	0.5	6(4)	2(1)	—	—
平 均	4.18	3.14	7.32	—	11.43	8.93	5.2(3.0)	2.7(1.4)	2.3(0.9)	0.1

- 注： 1. 昭和48年2月1日現在の農業基本調査個表より集計。
 2. 農家順は耕地面積の大きい順序に並べてある。
 3. 世帯員、農業従事者の()内は女子、乳用牛の()内は経産牛で、何れも内数である。
 4. 農家番号に○のついているものは、農家林創設時からの所有者で、林地を売らなかったもの、△印は途中から所有者になったもので、林地を売らなかったものである。

第20表の1 農家経済状況 (昭和48年)

(単位: 千円)

農家番号	農産 収入	畜産 収入	農外 収入	資 金 借入A	資 金 受入B	その他 収入	収入 合計	A, Bを除く 収入合計C	農業 支出	家計費	資金 返済	共済 掛金	農業 機械	貯金D	その他 支出	支出 合計	Dを除く 支出合計E	差引残	C-E
1	2,722	3,219	—	—	12	2,053	8,006	7,994	3,578	1,073	978	68	—	315	862	6,874	6,559	1,132	1,435
○ 2	1,734	2,382	—	—	129	1,170	5,415	5,286	3,237	663	32	98	—	726	217	4,973	4,247	442	1,039
○ 3	4,304	—	—	—	—	1,074	5,378	5,378	2,868	653	798	76	—	216	537	5,148	4,932	230	446
○ 4	5,283	—	—	—	3,490	571	9,344	5,854	2,768	1,003	21	90	241	272	273	4,668	4,396	4,676	1,458
5	2,352	—	—	—	—	1,450	3,802	3,802	1,453	420	480	112	—	442	280	3,187	2,745	615	1,057
○ 6	5,028	—	—	—	—	500	5,528	5,528	2,319	617	514	112	293	1,456	644	5,955	4,499	△ 427	1,029
7	3,797	159	—	—	—	1,371	5,327	5,327	2,004	420	620	174	442	232	594	4,486	4,254	841	1,073
8	1,232	—	—	—	—	462	1,694	1,694	1,058	325	283	188	67	69	160	2,150	2,081	△ 456	△ 387
○ 9	6,457	—	—	—	73	517	7,047	6,974	4,897	1,163	777	383	55	534	609	8,418	7,884	△ 1,371	△ 910
○ 10	4,422	—	—	—	457	497	5,376	4,919	2,545	587	232	199	74	450	926	5,013	4,563	363	356
○ 11	2,430	—	—	—	114	273	2,817	2,703	1,261	166	43	190	55	431	68	2,214	1,783	603	920
12	2,715	—	—	648	1,919	894	6,176	3,609	1,459	345	95	198	8	1,191	2,877	6,173	4,982	3	△ 1,373
○ 13	3,181	—	—	—	—	1,395	4,576	4,576	1,565	327	881	218	98	322	555	3,966	3,644	610	932
△ 14	1,879	—	—	—	217	965	3,061	2,844	1,245	349	71	51	100	112	288	2,216	2,104	845	740
△ 15	2,970	—	—	—	113	279	3,362	3,249	1,246	363	263	132	199	163	35	2,401	2,238	961	1,011
16	2,934	—	—	—	70	141	3,145	3,075	1,246	501	55	116	—	672	76	2,666	1,994	479	1,081
○ 17	2,381	—	—	—	—	457	2,838	2,838	953	375	412	95	189	101	107	2,232	2,131	606	707
○ 18	1,091	—	—	—	—	394	1,485	1,485	356	445	413	17	—	251	11	1,493	1,242	△ 8	243
○ 19	414	—	—	—	—	629	1,043	1,043	238	229	358	6	10	26	100	967	941	76	102
平均	3,017	303	—	34	347	794	4,495	4,114	1,910	527	385	133	96	420	485	3,957	3,537	538	577

北海道における林地流動化の態様と構造 (I) (稲島)

注: 1. 美瑛町農業協同組合調べ。

2. 農家番号に○のついているものは、農家林創設時からの所有者で林地を売らなかったもの、△は途中から所有者になったもので、林地を売らなかったものである。

第20表の2 農家経済状況(昭和48年)

(%)

農家 番号	農産 収入	畜産 収入	資金 借入	資金 受入	その他 収入	収入 合計	農業 支出	家計費	資金 返済	共済 掛金	農業 機械	貯金	その他 支出	支出 合計
1	34.0	40.2	—	0.2	25.6	100.0	52.1	15.6	14.2	1.0	—	4.6	12.5	100.0
○2	32.0	44.0	—	2.4	21.6	100.0	65.1	13.3	0.6	2.0	—	14.6	4.4	100.0
○3	80.0	—	—	—	20.0	100.0	55.7	12.7	15.5	1.5	—	4.2	10.4	100.0
○4	56.5	—	—	37.4	6.1	100.0	59.3	21.5	0.4	1.9	5.2	5.8	5.9	100.0
5	61.9	—	—	—	38.1	100.0	45.6	13.2	15.1	3.5	—	13.8	8.8	100.0
○6	91.0	—	—	—	9.0	100.0	38.9	10.4	8.6	1.9	4.9	24.5	10.8	100.0
7	71.3	3.0	—	—	25.7	100.0	44.7	9.4	13.8	3.9	9.8	5.2	13.2	100.0
8	72.7	—	—	—	27.3	100.0	49.2	15.1	13.2	8.7	3.1	3.2	7.5	100.0
○9	91.6	—	—	1.0	7.4	100.0	58.2	13.8	9.2	4.5	0.7	6.3	7.3	100.0
○10	82.3	—	—	8.5	9.2	100.0	50.7	11.7	4.6	4.0	1.5	9.0	18.5	100.0
○11	86.3	—	—	4.0	9.7	100.0	56.9	7.5	1.9	8.6	2.5	19.5	3.1	100.0
12	43.9	—	10.5	31.1	14.5	100.0	23.6	5.6	1.6	3.2	0.1	19.3	46.6	100.0
○13	69.5	—	—	—	30.5	100.0	39.5	8.2	22.2	5.5	2.5	8.1	14.0	100.0
△14	61.4	—	—	7.1	31.5	100.0	56.2	15.7	3.2	2.3	4.5	5.1	13.0	100.0
△15	88.3	—	—	3.4	8.3	100.0	51.9	15.1	10.9	5.5	8.3	6.8	1.5	100.0
16	93.3	—	—	2.2	4.5	100.0	46.7	18.8	2.1	4.4	—	25.2	2.8	100.0
○17	83.9	—	—	—	16.1	100.0	42.7	16.8	18.4	4.3	8.5	4.5	4.8	100.0
○18	73.5	—	—	—	26.5	100.0	23.9	29.8	27.7	1.1	—	16.8	0.7	100.0
○19	39.7	—	—	—	60.3	100.0	24.6	23.7	37.0	0.6	1.0	2.7	10.4	100.0
平均	67.1	6.7	0.8	7.7	17.7	100.0	48.3	13.3	9.7	3.4	2.4	10.6	12.3	100.0

注：農家番号前の○△の意味は第20表の1と同じ。

払わなかった農家との違いは必ずしも明確でない。すなわち、比較的耕地面積が大きい農家でも売払ったものもあり、比較的耕地面積が小さい農家でも売払わないものもある。また田作が主体の農家でも売払ったものもあり、畑作中心のものでも売払わない農家もあるなど、耕地規模と経営形態からみた違いは知りえない。山林面積、家畜飼育状況からも同様である。強いていえば、売払った農家6戸のうち5戸が農業従事者2人で、平均の2.7人を下回っているのが特徴といえる。

第20表の農家経済状況においては、かりに収入における資金の借入と受入が全くなく、支出においても貯金が全くないと仮定して支出をみた場合、平均で差引き57.7万円の黒字となり、差引き平均を下回る農家が6戸みられ、そのうち3戸が差引き赤字となっている。この3戸の赤字農家のうち2戸が林地を売払った農家であるのが特徴的である。そして、その他の特徴は必ずしも明確でない。すなわち、林地売払農家においては、収入平均を下回る農家が多くないか、支出平均を上回る農家が多くないか、また収入、支出の構成からみた特徴はないか、借入資金の借入と受入を含めた収入合計と貯金を含めた支出合計との差引きの中での特徴はないかなどを点検しても明確な特徴を見出せないのである。

ともあれ、売払農家の特徴としては、労働力不足と農家経済の不安定の中にあったということである。

3. 林野所有の再編と地域経済への影響

「上川南部地域森林計画書」により、美瑛町における昭和40年代の所有者数と面積の推移を個人・事業体別にみると第21・第22表のとおりである。

第21表によると、森林面積は39年度の8,885 haから漸次増加し、44年度9,949 haとなり49年度10,001 haと、39年度に比べて1,116 haの増加となっている。この増加は不在村所有の非農家による面積増加がその中心であり、不在村の農家による面積の増加も若干みられる。一方、森林所有者数は昭和39年度1,902戸が44年度には2,162戸と増加するが、49年度には減少し2,038となっている。しかし不在村所有のみについてみると、39年度36戸が44年度238戸、49年度259戸となっていることから、44年度から49年度にかけての減少は在村者による減少である。なお不在村所有者数の増加にみられる39年度から44年度の増加は非農家によるものであり、44年度から49年度にかけての増加は農家によるものである。

以上のことから森林面積の一貫した増加は不在村の非農家による所有がその中心であり、さらに44年度から49年度にかけては、これに加えて不在村農家による面積増加があるが、面積的には平均約5 ha以下で小さい。

つぎに階層別にみるとどうかというと、一貫して面積の増加を示しているのは5~20 haと50~100 haの階層であり、戸数別では5~20 ha、50~100 ha、100~500 haが増加ないし横ばい傾向にある。したがって5~20 haと50~100 haが面積、戸数ともに増加ないし横ばい傾向にあるといえるが、5~20 ha層は昭和49年には5~30 ha層まで含むので必ずしも正確ではない。これら両階層についてさらに在村・不在村別、農家・非農家別にその傾向を分析してみると次のことがいえる。

すなわち、50~100 haにおいては、戸数、面積の増加は39~44年度までは在村非農家の増加により、44~49年度までは不在村非農家の増加により支えられていたことがわかる。また、5~20 ha層においては、戸数、面積とも、一貫して不在村の非農家による増加が著しいことがわかる。

美瑛町においては、農荒地造林にもとづいて森林面積の増加をみるのであり、その増加を支えている階層は、40年代の前・後半を通じて、一貫して不在村の非農家である。このことは50 ha以上の比較的所有面積が大きい階層についてみても同様である。ただ大所有のものでは40年代前半においては在村の非農家による増加も比較的多い。さらに比較的面積の小さい層においては、不在村の非農家による増加と共に、40年代後半には不在村農家による増加もみられるのが特徴である。

このような個人所有の動向を確認したうえで、つぎに事業体による所有を第22表によりみると、ここでは不在村者による所有が、事業体数、面積ともに増加しているのに対し、在村

第21表 保有山林がある林家数と保有山林面積

(面積: ha)

農・非農別	年度	階 層 別														合 計	
		1 ha 未 満		1~5 ha		5~20 ha		20~50 ha		50~100 ha		100~500 ha		500 ha 以上			
		員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積
農 家	39	(1) 406	(0.70) 207.30	(5) 791	(16.96) 2,090.54	(2) 437	(19.24) 3,952.54	(1) 40	(31.10) 1,098.94	2	115.54	1	143.49	—	—	(9) 1,677	(68.00) 7,608.35
	44	(2) 342	(0.92) 182.88	(1) 749	(4.70) 1,918.50	437	4,082.11	33	946.10	1	56.08	1	106.33	—	—	(3) 1,563	(5.62) 7,292.00
	49	(5) 333	(2.88) 174.80	(13) 689	(31.12) 1,777.32	(7) 439	(94.20) 4,555.96	9	317.64	5	340.92	1	117.60	—	—	(25) 1,476	(128.20) 7,284.24
非 農 家	39	18	10.35	(15) 138	(44.38) 434.17	(9) 65	(74.81) 698.04	(2) 3	(42.16) 70.25	(1) 1	(63.83) 63.83	—	—	—	—	(27) 225	(215.18) 1,276.64
	44	(65) 159	(34.17) 85.02	(109) 284	(272.76) 736.51	(56) 142	(520.42) 1,284.71	(4) 11	(88.73) 270.21	2	133.45	1	(147.27) 147.27	—	—	(235) 599	(1,063.35) 2,657.17
	49	(68) 159	(36.20) 81.04	(98) 253	(264.72) 657.76	(61) 139	(606.40) 1,392.64	(3) 7	(102.00) 267.16	(3) 3	(203.64) 203.64	(1) 1	(114.52) 114.52	—	—	(234) 562	(1,327.48) 2,716.76
計	39	(1) 424	(0.70) 217.65	(20) 929	(61.34) 2,524.71	(11) 502	(94.05) 4,650.58	(3) 43	(73.26) 1,169.19	(1) 3	(68.83) 179.37	1	143.49	—	—	(36) 1,902	(293.18) 8,884.99
	44	(67) 501	(35.09) 267.90	(110) 1,033	(277.46) 2,655.01	(56) 579	(520.42) 5,366.82	(4) 44	(88.73) 1,216.31	3	189.53	2	(147.27) 253.60	—	—	(238) 2,162	(1,068.97) 9,949.17
	49	(73) 492	(39.08) 255.84	(111) 942	(295.84) 2,435.08	(68) 578	(700.60) 5,948.60	(3) 16	(102.00) 584.80	(3) 8	(203.64) 544.56	(1) 2	(114.52) 232.12	—	—	(259) 2,038	(1,455.68) 10,001.00

注: 1. 地域森林計画書(昭39, 44, 49年版)による。 2. ()内は不在村所有者で内数である。
3. 49年の5~20 ha欄は5~30 ha, 20~50 ha欄は30~50 haである。

第22表 保有山林がある事業体数と保有山林面積

年度別	事 業 体 別														合 計	
	会 社		社 寺		慣 行 共 有		市 町 村		学 校		団 体 有		そ の 他			
	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積
昭 39	2	2,761.55	4	36.36	11	83.54	1	1,148.23	—	—	—	—	8	283.23	26	4,312.91
昭 44	(3) 3	(2,787.97) 2,787.97	6	36.61	—	—	1	1,543.96	22	141.40	—	—	(2) 28	(4.07) 506.69	(5) 60	(2,792.04) 5,016.63
昭 49	(8) 12	(3,945.16) 3,962.60	(1) 5	(4.60) 18.68	—	—	1	1,336.48	21	128.68	23	527.12	(2) —	(2.64) —	(11) 62	(3,952.40) 5,973.56

注: 1. 地域森林計画書(昭39, 44, 49年版)による。 2. ()内は不在村所有者で内数である。
3. 昭和39年, 44年は団体有の, 昭和49年は慣行共有の欄がない。

者は減少していることがわかる。この傾向は、所有面積の半ば以上をしめる会社有林において顕著である。会社有林は、昭和49年度において12事業体により3,962.6 ha 所有され、1事業体あたりの所有面積は330.2 ha であり、このうち8事業体、3,945.2 ha (99.6%) は不在村者による所有であって、不在村者のしめる割合が高い。

昭和49年2月現在の地域森林計画書によると、100 ha 以上の保有山林所有者としては、美瑛町 (1,334.0 ha)、美瑛町森林組合 (171.0 ha)、美瑛町開拓農業協同組合 (208.3 ha)、王子緑化 K.K. (2,971.2 ha)、松原産業 K.K. (246.4 ha)、新旭川 K.K. (182.4 ha)、日誠総業 K.K. (490.2 ha) などが名をつらねている。土地台帳による所有規模では、この他に高橋商事 K.K. の132.7 ha、岩倉組の100.7 ha、オキキニウシの農業 T 氏の105.8 ha がある。オキキニウシの T 氏は水田3.5 ha をもち、美瑛町としては上の中に属する農家といわれる。

町有ないし団体有を除く所有山林につき、その取得の年度をみると、王子緑化 K.K. (昭4~昭39に登記)、松原産業 K.K. (昭26登記) と T 氏 (昭12~昭25に登記) は昭和30年代にすでに現在と同様の形態をととのえており、新旭川 K.K. は昭和41年3月から44年4月の間に登記済みであり、日誠総業 K.K. は47年9月から49年7月に登記、高橋商事 K.K. は48年6月から48年9月に登記、岩倉組は48年1月から同年3月までに登記となっていることから不動産資本の進出は40年代後半とみてよい。この他の不動産資本としては、朝日開発 K.K. が俵真布において71.9 ha を取得し、48年9月から49年9月にかけて登記をすませている。

なお、これら大面積の会社有林は美瑛市街から東側、すなわち国鉄富良野線を境として東側に位置する山林が多い。すなわち、王子緑化 K.K. と松原産業 K.K. の上宇莫別 (王子緑化 K.K. の山林はオキキニウシにもまたがっている)、日誠総業 K.K.、高橋商事 K.K. と新旭川 K.K. 山林の一部 (492.7 ha) のオキキニウシ、朝日開発 K.K. の俵真布がそれである。これら大所有による買占めの地域は、主要幹線道路につらなっていることは勿論のこと、林道投資の比較的多い地域でもある。なかでもオキキニウシはその最たるもので、林道投資が昭和44年から48年にかけて集中的に実施された地域で、これが40年代後半の日誠総業 K.K. をはじめとする不動産資本による大所有を生みだす導因になったことは否めない。

これに対して、国鉄富良野線の西側の地域、すなわちルベシベ、五稜地区には、新旭川 K.K. の所有山林 (156.2 ha) があるほかは大所有の会社有林は少いが、離農が最も激化した地域であるため林地の動きもまた激しく進行した地域である。

ここで所有構成の変化をふまえて、その再編成の基本的な傾向を地域にそくして整理すれば次のようになる。

昭和35年以降の挙家脱農の急増、基幹労働力の都市への多量な流出は、地域内における耕境地の後退をひきおこし、また広範な耕作放棄地、植林転用地を生みだすことによって、必然的にそれら農山村地域での農家所有林野および農地を含めた土地所有全般の移動を生みだしたのである。

これらの林野放出者に対し、林野を取得する側としては3つのグループが存在する。その第1は製紙、木材商社などの木材関連産業と、商事、不動産などの会社など、大所有として位置するグループである。前者は産業備林造成および資産備蓄の動機から、主として比較的規模が大きく、比較的団地としてまとまりのある林野を確実に集積¹⁷⁾するのに対し、後者は取得目的を一応レジャー施設開設、別荘地分譲等としながらも定かではないものが多く、森林面積規模の大小をとわず、金に糸目をつけず片はしから集積するのが特徴である。そして前者は40年代前半で集積を終えているのに対し、後者は40年代後半がその中心である。

第2の取得層は、中小地場産業、サービス等の非農家等富裕階層によるものである。そしてこれらの多くは東神楽、上富良野など隣接地域の不在村資本であり、在村富裕層の活動がみられるのは40年代前半に限られている。

第3の取得層は、40年代後半にみられる上層農家によるものであり、ここでも在村者よりは隣接地域の不在村者による活動が目立つ。この取得層は、第2の取得層が個人の森林所有者で比較的大所有(50ha以上)として位置しているのに対し、小規模所有(20ha以下)であるため、一応第2グループと区別した。しかし美瑛町における所有のみについてみた限り、小所有であるということで、居住地内の所有森林を含めると大所有に属するものが多いかもしれないので、本来的には第2の取得層に含めた方がよいのかもしれない。

このような林野の売り手と買い手から、或程度類推出来るかもしれないが、林地移動の状況は昭和40年代前半と後半ではその態様が異なっている。

その第1は、40年代前半は主として農家離農による農民相互間の、いわば下層農民から上層農民への林地移動、ないし地域内の中小地場資本、商業資本などへの林地の移動が中心であるが、40年代後半になると農民を始め非農業者の所有までも含めた不動産資本による大規模な林地の買占めであり、その内容が異なっている。

したがって、第2にいえることは、売払われる山林原野は、昭和40年代前半においては地域内の農業生産の限界地ないし農業生産力の低い地帯の零細下層農民のものが中心であるが、40年代後半では、農業生産力の高い地帯の中・上層農民の山林原野も買収の対象となっているということである。

つぎに、林野所有の再編が地域経済に如何なる影響を与えるかについて、多くの論者¹⁸⁾の指摘するところを要約し、美瑛町で得られた調査の中から、私見を加えつつ整理すると以下のようにいえる。

その第1は、地価の異常なまでの高騰が地域の土地利用体系の攪乱要因として働いたことである。従来土地利用序列は、チューネン圏的な序列と地価序列とが対応する関係で維持されていたが、多くの巨大商社・不動産資本等が山村に流入する過程の中で、山林原野の地価が異常なまでに高騰し、今まで地代序列の上で最下位にあるはずの林地が最高位にあるはずの田畑にとってかわるという逆転現象をみせ、これにより農業経営意欲を喪失せしめるとともに、

林業においても単なる資産的保有として観念され、経営向上がみられなくなるという連鎖的悪循環を生ずるのである。例えば北海道においては、植林転用地価格は42年に比し48年は5倍、農地価格は2.3倍となり、現実の価格も48年で全道平均水田価格が10アールあたり20万円台であるのに対し、農外資本取得の山林原野が65~95万円という高水準で実価格においても逆転している¹⁹⁾。

第2に、戦後の生産力発展の基礎であった農民的土地所有の根幹をゆり動かす条件が強まったことである。これらの買占められた山林原野は、北海道全体で10数万haともいわれており、一部には農民以外の土地を含むとはいえ、その殆んどが農民の所有に属する山林原野であるところから、農外資本による土地の買占めは、農民による自己所有地での拡大を阻害するばかりか、山林原野の農業的利用をも遮断するものである。農地の植林転用は戦前期においてもみられ、その土地が農民の所有に属している限りは、耕境の前進の過程の中で再び農地に復帰するという可逆性をもつのが特徴である。しかし、その反面、一旦農民の手から離れた転用林地は再び農地に帰るといえることはないのである。

第3に、自治体が行う種々なる振興計画に支障を及ぼすことである。しかも買占めの規模が大きければ大きいほど障害もまた大きいといわざるをえないのである。北海道農業会議で調査した結果²⁰⁾によると、農外資本による土地取得の影響としては、回答数139のうち農業振興計画に支障を及ぼすというもの49(うち計画変更5, 進行中の事業に支障20, 将来計画に支障24)、林業振興に支障を及ぼすとするもの5、地域計画全体に支障を及ぼすとするもの24(うち土地利用計画15, 環境整備・公害9)、個別経営発展に支障を及ぼすとするもの61(うち地価上昇・規模拡大57, 営農意欲減退4)となっている。

第4に、林業への影響は農業に比べて小さいとはいえ、経営基盤の縮小につながるという点では変りはない。すなわち、零細所有としての私有林のより一層の細分化と、不在村所有者のより一層の創出は、地域における森林施策計画作成の障害となって立ちちはだかり、施業受託や販売の一元化のもとで経営基盤の拡大をはかっている森林組合の活動に支障をおよぼすのである。

結 言

北海道における林地の買占めは地域的な特徴をもって進行する。すなわち、札幌、苫小牧、函館、旭川など都市を中心とした宅地利用のための林地集積、渡島、桧山、後志、胆振、石狩の各支庁と大雪山麓、釧路支庁の一部でみられる観光・レジャー利用を基調とした林地の集積、苫小牧を中心とする大規模臨海コンビナートのための土地集積、根釧、網走を中心とした一大畜産基地造成のための土地集積などである。このうち観光・レジャー利用を基調としたものが最も多く、普遍的一般的な土地集積のタイプであり、調査の対象とした美瑛町もこれに属する。

観光・不動産資本²¹⁾をはじめとして諸々の資本が大量に山村に流入した理由は、資本の側

からすれば、昭和46年のドルショックおよび48年の変動為替相場制への移行などのドル危機に対応した超緩和の金利・金融政策のもとで、為替評価上の差損と差益の計算のうで土地への投資を活発化したのであるが、これを支えたものとして土地政策があったと理解される。

すなわち、昭和36年の農業基本法から44年の新全国総合開発計画ができるまでの土地政策は、高度経済政策を展開するための土地政策であり、農業もこれに対応すべきものとして扱われたのである。さらに44年から50年までの土地政策は、新全総とこれにつづく47年の列島改造論、および46年から5カ年間実施される米生産調整政策にみられるように、土地を徹底して資本投下の客体として考えるという資本優位の土地政策のより一層の貫徹であった。

このような工業優先の土地政策のもとで、農業経営は逼迫し、農民の窮乏、疲弊は一層促進され、農村から大量の脱農と労働力流出をみるのであり、その結果として農地の植林転用＝農廃地造林も進行するのである。

農廃地造林には経営拡大型、経営縮小型、脱農型の3つのタイプがあるが、現実にも多いのは経営縮小型ないし脱農型のものである。このタイプは、その名称からもわかるように、戦後の開拓地区、傾斜地区および山間部の部落などで多くみられ、著しい脱農現象と基幹労働力の多量な流出による耕地の後退を直接的な契機としながらも、これに地域の人工林集積、活発な木材の商品化と林地の需要拡大などの活発な地域林業活動に支えられて展開をみるものである。美瑛町においても、畑作・田畑兼営の農業の崩壊の中で、昭和38年から農廃地造林が広汎にみられ、41年からこれがさらに激化し、46年まで活発に展開するのである。

ところで、農廃地造林は、その発生の性格からして、さらには「農地法」の規制をはなれ農民以外でも容易にそれを買取れるが故に、買取資本を導入し易くなる。したがって、この種造林の一層の拡大の中で、林地需要者の動きも活発化し、昭和40年代に入ると林野所有の再編成が始まるのである。さらに40年代の後半に入ると商社、不動産資本などのしつような、しかも大がかりな買占めが始まり、この過程で林野の買占めは一層激化し、農家経営の安定を意図して創出された農家林までもが瓦解するのである。

美瑛町では、寒地農業の確立と経営の安定を意図して、町有林を解放し農民に森林を付与する方向をとり、昭和33年から美瑛町森林所有者創設事業を実行した。さらに昭和36年からは北海道農漁家林整備拡充事業ののっとり、昭和39年からは、林業構造改善事業の林地流動化事業にのせて、昭和34年度から42年度にわたり224戸の森林所有者を創設したのであるが、この殆んどが大所有の占めるところとなっている。

美瑛町における林地の買取りは、製紙、木材商社などの木材関連資本のほか、商事会社、不動産業者などのいわゆる大企業として位置される会社形態のものと、中小地場産業、富裕な非農家、農家上層などの中小富裕層という2つの階層により行われる。しかも前者における買取対象地は、主要幹線道路に面した地域ないし林道投資が活発に行われた地域の森林がその対象であり、道路、開発と行政の関連が極めて強く、しかも前にもものべたように、観光・不動産

会社、商事会社の買収は昭和45年以降に行われたもののみである。

したがって、林地移動の状態は40年代前半と後半ではその態様が異なっている。すなわち、40年代前半は主として農業生産力が低い地帯の農民所有の林地が買収対象となり、上層農民、地域内の中小地場資本、商業資本などへの林地の移動であるが、40年代後半の不動産資本による大規模な林地の買占めの中では、農業生産力の高い地帯の中・上層農民の山林原野のほか商業および自営業など非農業者の所有にかかわるものまでが買収の対象となっている。

買占めによる地域経済への影響としては、地価の異常なまでの高騰により、農業、林業など地域の1次産業に対する経営意欲を喪失せしめるほか、林野所有の一層の零細化を導き、林道開設など経営基盤の整備に支障をおよぼすなど、自治体が行う種々なる振興・開発計画の障害となる。

開発規制を表面にたてた「国土利用計画法」が成立して以来、土地に対する資本の動きは下火になった感がある。しかし、これによって「国土利用計画法」が実効をあげているのは早計であり、その原因は石油危機以降の動きの中で、過剰資本が底をついた資本の側に求めるべきである。したがって「国土利用法」とその関連法の取扱いについては充分留意する必要がある。何故ならば、国家独占資本主義下での資本の動きは、政策とそれが具体的に機能する公共事業や地域開発と不可分離の形で進行することが多いからである。

それ故に、地域開発と公共事業を行うにあたっては、地域発展の方向を住民と共に正しく見究め、土地利用のマスタープランのもとで、土地公社等による土地の先取りを行う必要がある。それにも増して重要なことは、地域の経済循環の基礎になる1次産業、とりわけ農業の安定を図ることこそ肝要である。これは農廃地造林の主要なパターンが農業経営の崩壊にもとづくものが大部分であることから知りうる。また、植林後でも農地は農民の所有におくような法的規制を行うべきである。何故ならば、農廃地はいつの日か再び農地に復帰するという可逆性をもつためである。

ともあれ、再生産不可能な国土が一部の資本に独占されたり、買い占められたりして生産が後退することのないよう、行政的および法的に規制すべきであり、それと同時に土地公社等により積極的に土地を確保し、利用目的にそわない利用を排除する必要がある。

参 考 文 献

- 1) 北海道の林地素地価格は、10アールあたり、昭和35年1,920円、昭和49年20,000円であり、これは都府県との価格比で見ると、昭和35年833であったものが49年には302となり、価格差が縮まると共に、昭和35年を100とした指数では、1,041で都府県の378を大きく上回っている。(福永義昭：土地利用変動と林地移動に関する調査研究 第I報 ——林地移動の全道動向とその地域性——；北海道農林研究第49号，4頁の第1表，昭51.3参照)
- 2) 小川 誠：日本資本主義と林業；農林統計調査第237号，10頁，昭45.12.
- 3) 前掲2)，11頁。
- 4) 霜島 茂：農家林業の展開構造 ——主として農廃地造林をめぐる——；日本林学会北海道支部講演集第20号，40頁，昭46.10.

- 5) 以下の論述のうち農廢地造林についての分析は梶本孝博氏の一連の統計分析におうところが大きい。
- (i) 梶本孝博：土地利用・農廢地造林・林地移動 (I)；北方林業第323号，9～10頁，昭51.2。
- (ii) 梶本孝博：土地利用・農廢地造林・林地移動 (II)；北方林業第324号，11～12頁，昭51.3。
- 6) 前掲4)，45頁。
- 7) 大沼盛男：北海道における農地市場の変化——農外資本の土地取得と農地市場の攪乱——；北海道農林研究第46号，36～37頁，昭49.3。
- 8) 北海道林務部森林計画課で実施した昭和42年1月から49年12月末日までの調査結果によると，移動総面積は26.9万haで，48年度の民有林面積の17%に相当するといわれるが，そのうち57%は林地間の移動であり，19%が農地への移動で，宅地とレジャー目的のものは合せて16%，その他8%であって，林地間移動と農地への移動を除くと，農業会議の調査結果と一致する。
- また支庁別にみて林地の移動率が高いのは，根室，後志，石狩，胆振であるが，根室は農地への移動(70%)と林地移動(27%)がほとんどであるため，農外資本による林地移動率の高いのは石狩，後志，胆振であって，これも農業会議の調査結果と一致する。なお石狩，後志，胆振の3支庁における農地への移動，林地間移動をのぞく移動はそれぞれ65，35，29%である。(前掲1)，5頁の第1表，6頁の第3表参照)。
- 9) 梶本孝博：北海道における農外資本の土地集積実態；林業経済第308号，6～7頁，昭49.6。
- 10) 本節は下記の3論文を参考にした。とりわけ宮崎論文におうところが大きい。
- (i) 宮崎俊行：わが国の土地制度と農業問題；長期金融第50号，7～10頁，昭51.1。
- (ii) 島崎一男：国土利用計画法の概要と農地問題；長期金融第50号，16～18頁，昭51.1。
- (iii) 関谷俊作：農振法改正の概要；長期金融第50号，28～29頁，昭51.1。
- 11) 大沼盛男：農地市場の再編と農業問題(川村 琢・湯沢 誠編：「現代農業と市場問題」所収)，356頁，昭51.3。
- 12) 前掲11)，356頁。
- 13) 札幌統計情報事務所美瑛出張所：美瑛町農業の現状——稲作の位置づけを中心として——；6～7頁，昭和48.1。
- 14) 前掲5)の(ii)，13頁。
- 15) 前掲5)の(ii)，13～14頁。
- 16) 前掲4)，42～45頁。
- 17) 前掲4)，45頁。
- 18) (i) 福永義照：最近の林地移動について；林業経済第293号，17～18頁，昭48.3。
- (ii) 梶本孝博：北海道における諸資本の山林原野取得の動向と地域林業への諸影響；林業経済第303号，6頁，昭49.1。
- (iii) 小川 誠：最近における林野開発；林業経済第308号，24頁，昭49.6。
- (iv) 大沼盛男：北海道農業の土地問題；70年代の科学V，36～37頁，昭50.4。
- 19) 前掲18)の(iv)，36頁。
- 20) 前掲7)，41頁の第10表参照。
- 21) 不動産資本の系列は全国的には，建設，化学，非鉄金属，輸送用機器，商業，鉄道，電力，ガス等あらゆる分野のものが含まれる。(小宮昌平：日本資本主義における不動産業；政経研究第19号，5頁の表2，昭50.8参照)。

Summary

With growing forest road investment, purchase and accumulation activities of forest land by lumbering or tourism capital and so on have clearly been activated since 1965. This research work is to make clear the economic structure of forest land as well as the process of forest land accumulation by those capitals.

When we consider the process of forest land accumulation, the relation between forest land accumulation and development and road policy must be taken into con-

sideration. Forest land economic structure which means supply-demand structure of forest land is determined by characteristics of forest land buying capital and economic condition of farmer strata which form most of sellers.

In this research work, the regional characteristics of forest land movement in Hokkaido were examined from the side of capital and development purpose and, in order to reveal its economic structure, Biei Town was chosen for this study, which is situated in the south of Kamikawa Province in the center of Hokkaido. The farm management in this district are chiefly of dry farming and rice-dry farming which show general patterns of Hokkaido agriculture.

The points obtained by this research work are as follows ;

1. Large-scaled accumulation of forest land in Hokkaido is regionally different and this was carried out for tourism and leisure use as seen in Biei Town.

2. The capital to acquire forest land is divided into two groups ; one is big enterprises such as general firms, tourism and estate agents, in addition to lumber capital, the other, minor wealthy strata such as smaller local industry, rich non-farmer and upper farmer.

3. What had caused various enterprises such as tourism and estate agents to enlarge their investment towards forest land, was mainly brought from capitalists' earnest desire to take advantage of overabundant dollars which were brought about in employing ultra-easing-interest and finance policy to cope with the crisis such as dollar shock in 1971 and the shift to the floating rate of exchange in 1973.

4. This capital movement was progressed by both road development policy and land policy. Especially, the New National General Development Plan published in 1969 and Japanese Islands Remodeling Theory in 1972, which was thought characteristics of land policy of Industry preference, have partially accelerated the introduction of capital, which can be proved from the fact that large-scaled forest land where the development became active was bought up.

5. When we analyze farmers as forest land suppliers, since the enactment of Agriculture Fundamental Law in 1961, agriculture has been driven to needier circumstances, accordingly, large efflux of farmer working powers from farm villages has occurred there, with the result that diversion of cultivated area into planting land was caused. Such a trend has made the introduction of buying capital much easier, because any person can buy planting land without control of Farmland Adjustment Law.

6. The diversion of cultivated land into planting land was triggered by the reduction of cultivated land which came from farm leaving and big outflow of basic working power, supported by strong local activities of forestry such as regional accumulation of planted forest, brisk commercialization of lumber and expanding demand of forest land.

7. Also in Biei Town, since 1963 the diversion of cultivated land into planting land or the afferestation to disused farm has widely been observed, more aggravated in 1966, and continued to expand till 1971.

The situation stimulated the movement of the reformation of forest land ownership. In and after 1971, moreover, tourism or estate agents have bought a large-scaled forest land, in which the purchase of forest land was beat up more strongly and extended to

the even most farmer's forest which has been founded for the stabilization of farm management.

8. Accordingly, the mode of forest land movement is quite different from that of before 1971. Then the movement was mainly done between farmers in farm leaving, from the lower farmer to the upper, minor local capital or commercial capital. After 1971, however, the mode of forest land movement expanded to buying up large-scaled forest land by tourism and estate agents including non-farmers such as merchants and salaried people besides farmers.

9. Until 1971 those forest lands sold was owned mainly by poor lower farmers in the limit region of agricultural production or lower agricultural productivity, but after 1971, they began to aim at forest land owned by middle and upper class farmers in the region of high productivity.

10. The buying up caused the local economy outrageous rising of land price, which discouraged farmers against working for the primary industry such as agriculture and forestry, created smaller forest land ownership, and prevented various promoting and developing plans devised by self government bodies.

To prevent the buying up of large-scaled forest land, early enactment of strict law regulation and establishment of public land corporation is earnestly desired which can acquire land preferentially.